

平成26年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年6月12日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	6月12日 午前9時00分宣告(第2日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	水野智見
	3番	戸谷裕治	4番	安藤洋一
	5番	佐藤茂	6番	山田新太郎
	7番	伊藤俊一	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	奥田信宏	12番	吉田正昭
	13番	高阪康彦	14番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	服部 康彦	政策推進課長	黒川 静一
	総務部	部長	加藤 恒弘	次長兼 総務課長	江上 文啓
		次長兼 安心課長	岡村 智彦		
	民生部	部長	佐藤 一夫	次子長兼 推進課長	鈴木 利彦
		次長兼 住民課長	伊藤 満	高齢介護 課長	橋本 浩之
		環境課長	江場 満		
	産建設業部	部長	上田 実	次長兼 ちづ推 進課長	志治 正弘
		土木農政 課長	伊藤 保彦		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	山本 章人		
	上下水道部	次長兼 水道課長	加藤 和己		
	消防本部	消防長	奥村 光司	総務課長 兼予防 課長	伊藤 啓二
	教育委員会 事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	川合 保
生涯学習 課長		伊藤 保光			
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事 務 会 局	局長	松岡 英雄	書記	飯田 和泉

議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)
---------	-----------------------------------

日程第1 一般質問

番 号	質 問 者	質 問 事 項	
1	大 原 龍 彦	安心安全な道路整備について……………	57
2	戸 谷 裕 治	斎苑の現状を問う……………	65
3	中 村 英 子	トワイライトスクール（ルーム）について……………	74
4	佐 藤 茂	市街化に向けて……………	86
5	山 田 新太郎	J R蟹江駅整備計画について……………	95
6	伊 藤 俊 一	①都市計画・土木行政に係る現状とその進捗状況を問う…	106
		②老人の憩い場である温泉施設を早急に対応せよ……………	111
7	安 藤 洋 一	防災訓練を再考せよ……………	115
8	松 本 正 美	①高齢者の介護・医療・生活の支援対策を図れ……………	121
		②青少年の「インターネット依存対策」について……………	136

○議長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

平成26年第2回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議会広報編集委員長より、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは昼の休憩中、本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いいたします。

西尾張シーエーティーヴィ株式会社より、本日及びあすの撮影、放映許可願の届け出がありましたので、議会傍聴規則第7条第4号の規定により、撮影、放映することを許可いたしました。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問をされる議員の皆さん及び答弁される皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いいたします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力ください。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問1番 大原龍彦君の「安心安全な道路整備について」を許可いたします。

大原龍彦君、質問席へお着きください。

○14番 大原龍彦君

皆さん、おはようございます。

1番ということでちょっと緊張しております。14番 大原龍彦です。

議長のお許しをいただきましたので、須成地区の整備事業について4点ほどお尋ねをいたします。

まず、須成祭について、議長のお許しをいただいておりますので、紹介をさせていただきます。よろしく願いいたします。

地元の議員として報告をさせていただきますが、ご存じのように、須成地区で夏に行われる川祭りであります。この歴史は400年以上続いていると言われるお祭りであります。別名「100日祭り」とも言われ、7月初旬から10月下旬にわたって数々の神事が行われております。

平成24年3月には、国の重要無形民俗文化財に指定されました。24年の宵祭りには、名古屋市長の河村市長さん、また、朝祭りには愛知県の大村知事がお見えになりました。また、昨年は名古屋市の河村市長さんが宵祭りに来ていただき、名古屋市、また、県内でも須成祭

の名前が広がったこととっております。

今回、この5月にはユネスコ無形文化遺産の候補として、全国で32候補になっておりますが、愛知県では5件の候補が挙がっており、その1件に須成祭が選ばれました。これもひとえに蟹江町、また観光協会、また横江町長さんのお祭りに対する熱い熱意でご尽力いただき、須成祭が大きく広まったのではないかと考えておるわけでございます。

須成祭を継承していくことは大変であります、須成区民が一体となって頑張っております。また、議員の皆様にもよろしくご理解をお願いをいたします。

ことしの須成祭のポスターもこのようにできました。葦刈りは7月27日行われますが、これも舟入の水辺スポットを中継としてまた行われるわけでございます。宵祭りは8月2日、朝祭りは8月3日に行われます。議員の皆様にもまたご案内が行くと思っておりますが、ぜひ、暑い中でございますが、お出かけいただきますよう、よろしくをお願いをいたします。

貴重な時間をいただきまして、本当にありがとうございました。

では、質問に入らせていただきます。

安心安全な道路整備について。

須成区4カ所の道路整備についてお尋ねをいたします。

1点目は、前回は質問しました今須成線であります。

現在、道幅が10メートルであり、町の事業計画は両側歩道設置ということで計画をされております。長い間、地主さんとの話が進まず、大変難しく現在に至りました。

この道路を見ますと、歩道も悪く、大型自動車など通行量も多く、町内を回ってみても、幹線道路として一番悪い道路ではないかと考えております。私も地元の議員として、地域住民から苦情もあり、また、この道路は津島市、あま市、稲沢市をつなぐ北の玄関口として重要な道路であります。

町が計画をしても、いつ拡幅事業ができるか、先が見えませんので、私は道路に係る地主さんを調べてみました。57軒ありました。地元の地主さんばかりではありません。24年に入ってから1軒ずつ回り、両側1メートルずつお願いし、歩道設置の道路整備を説明し、地主さんの全員の方に理解をしていただき、区長さんにも少し協力をしていただきまして、地主さん全員の方から承諾書をいただきました。

町に要望も出しておきましたが、25年度には測量事業の予算も計上され、地主さん立ち会いの中で測量も済み、事業の第1段階だと思っております。

4月30日には地主さん、また、須成地区の皆さんに回覧板を回していただき、今須成線歩道設置事業地元説明会を開き、町から来ていただき説明をしてもらいました。最初から、資料の図面が小さくてわからないとか、また、耕運機などが入れるかという質問がありましたが、歩道設置に対する事業計画に反対する人もなく、終わりました。

そこで、お尋ねしますが、大きな事業であります、予算などの今後どのような事業計画

の進め方についてをお尋ねいたします。

○土木農政課長 伊藤保彦君

ご答弁を申し上げます前に、大原議員、寺西須成区長さんには、歩道設置の道路整備事業に関連します関係地主さんより承諾書をいただくに当たり、大変お力添えをいただきまして、ありがとうございました。

それでは、今後、どのような事業計画で進めるのかというご質問にお答えをさせていただきます。

4月30日に須成公民館におきまして、昨年度実施しました官民界の用地が確定したこと。あと道路の路面性状調査測定を行った結果、早急に修繕が必要であること。さらに、過去に交通事故が3件ほど発生していることを踏まえまして、歩道設置が急務であると説明をさせていただきます。

現幅員10メートルを12メートルで両側に歩道設置するには、全体工事が完了するまでにはかなりの時間と費用を要することになります。当面は現幅員10メートルで片側に歩道を設置し、道路整備工事を施工する計画であることを、あわせて出席の皆さんにご説明を申し上げ、了承されました。

今後の計画でございます。こちらにつきましては、9月議会に詳細設計及び工事費の補正予算を上程させていただきます。農繁期後の渇水期に今年度施工可能な区間の擁壁工事に着手したいと考えております。来年度以降の工事につきましては、国の補助であります社会資本整備総合交付金を申請いたしまして、1年でも早く完了するよう進めてまいります。

以上でございます。

○14番 大原龍彦君

ありがとうございました。

説明会もそのようなことで終わりましたが、町長さんにまた伺いますが、私も早く事業ができるように、地元の議員として説明会まで本当に努力をしてみたいと思います。舗装も悪く、また、歩道がなくては危険な道路であります。一日も早く整備をしていただきたいと思います。町長のお考えをお願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、大原議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

この件につきましては、本当に先ほどうちの担当者が申しあげましたとおり、大原議員、それから区長さん、皆様方におかれまして本当に地主の皆様方の承諾書をとっていただき、心より感謝を申し上げたいというふうに思っております。

過去に人身事故を含めて3件の痛ましい事故があったのも、私も十分理解をさせていただいております。それから、道路の損傷ぐあいも非常に厳しい状況にあるということも常に思っております。そんな中で、今回、4月30日に地元の議員さんも含めて、地主さん、周辺の

皆様方、そして区長さんも含めて、地元説明会を開催をさせていただいたその中身につきましてもしっかりと報告を受けさせていただきました。

先ほど来申し上げましたとおり、早急にやりたいというのは前から思っておったわけですが、先般の3月議会のときに代表質問のときにお答えをいたしましたとおり、早ければ6月もしくは9月に補正を何とかかけてみたいなという、そういう展望を語らせていただきましたが、今、担当者が申し上げましたとおり、9月議会にできれば補正予算を計上させていただきます、しっかりと前向きに前へ進めてまいりたい。

私の考え方ですと、26年度着手をいたしまして、そして27年、28年、28年度までには何とかというふうに考えてございますが、先ほどちょっと話がありました、町の単独事業というのは大変厳しいものがございます。概算でも1億2,000万円以上の費用が多分かかります。期間もかかりますが、先ほど言いましたように国の社会資本整備総合交付金、これを利用させていただくということで、本年度できるところまでまず持っていきまして、道路の擁壁まで一部完成をさせていきたい。それからあとは、社会資本整備交付金につきまして利用させていただき、28年度を目途に今一生懸命計画を立てさせていただくつもりでございますので、また何かの調整が必要なときには、また大原議員にはお力添えをいただくことがあると思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

○14番 大原龍彦君

ありがとうございました。

点滅信号から北へ、今須成線に関連しまして県道須成七宝稲沢線ではありますが、道幅は今須成線と変わらず10メートルではありますが、道路整備に係る地主さんは12軒あります。私は、今須成線と同じように、歩道設置のために拡幅計画を説明しご理解をいただき、全員の方から承諾書もいただきました。また、区長さんを通じて出させていただきましたが、県道ではありますが、今須成線と平行して事業ができないか、お尋ねをいたします。

○土木農政課長 伊藤保彦君

議員が言われますとおり、点滅信号から北に東名阪自動車道の側道までは県道須成七宝稲沢線で、道路管理者は愛知県であります。したがって、今須成線の詳細設計ができ上がりましたら、蟹江町の整備工事の内容を含め、議員が関係地権者からとっていただきました12軒の承諾書と合わせまして、愛知県と調整を図りながら要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○14番 大原龍彦君

次に、点滅信号から東へ、これも須成七宝稲沢線の県道であります。道幅がこれは狭く8メートルではありますが、通行量も大変多く、須成に隣接する津島市から通勤、通学など、自転車でJR蟹江を利用する人が大変多くあります。道路を拡幅して、道路設置の計画はでき

ないか、お尋ねをいたします。

○土木農政課長 伊藤保彦君

今、議員申されましたとおり、県道須成七宝稲沢線がそのまま東のほうにも続いてございます。愛知県が管理となっておりますが、道路幅員は7メートルほどで、南側には擁壁で立ち上げて側溝が敷設されております。歩道部分につきまして確保はされておるんですが、北側につきましては路肩となっておりますので、今後、どのような道路整備をされるのか、また愛知県と調整を図りながら、やっぱり安全対策が必要でございますので、同じように要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○14番 大原龍彦君

ありがとうございました。もし計画ができるならば、また報告をしていただきまして、できる範囲、地元の議員が協力しながら早期実現に向けていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

また、以前から質問をしておりますが、通行量が多いんですが、点滅信号で大変危険であります、あの信号は。普通信号にならないかということで質問しておりますが、これは普通信号にかわらないか、お尋ねをいたします。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

点滅信号から普通信号へかえることはできないかのご質問でございます。

蟹江警察署交通課へ相談いたしましたところ、信号機の設置基準には、赤信号で停止している自動車等の側方を他の自動車などが安全にすれ違うために必要な車道の幅員が確保できないのではないかという項目があり、ご質問いただきました交差点の東西の道路は中央分離線がない道路でございますので、現状の道路形態では信号機をつけることができないとのお話をいただきました。

また、蟹江警察署交通課からは、北側の蟹江インターチェンジ東交差点の信号機との距離、車の通行量についても調査が必要とのご意見もいただきましたので、現状では点滅信号から普通の信号へかえることはできませんが、今後も蟹江警察署へ相談をし、この交差点周辺の交通安全対策について進めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○14番 大原龍彦君

ありがとうございました。これは、前から言いました、道路が整備事業ができれば信号もかえられるということでよろしいですか。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

先ほどもお答えをしましたが、整備事業の中で、拡幅で幅がですね、側方が他の自動車等が安全にすれ違うために必要な幅員が確保できないのではないかという基準がございますので、そういうところはクリアすればまた警察のほうと相談をして、ぜひ安全対策というものを図っていきたいと考えておりますので、また相談をしていきたいと思っております。

○14番 大原龍彦君

ありがとうございました。

では、続きまして、2点目について質問いたします。

須成公民館前の御葭橋から東へ、藤丸線に通じる道路についてをお尋ねします。

この道路は、須成市場地区の東西に通る中心道路で、災害などが起きたとき、消防自動車、また救急車などが通れない道幅です。平成14年に寺院が移転されてから10年ほど経過しております。前の道路は町の計画道路であるが、現在、まだ道路整備もされていないが、現在の道幅は何メートルですか。また、拡幅整備をすると何メートル道路になるのか、お尋ねをいたします。

○土木農政課長 伊藤保彦君

今ご質問のこの道路は、町道須成東80号線でございます。平成12年度に道路改良工事の計画をいたしました。道路用地4筆の買収を進めましたけれども、そのうち1筆の協力は得られましたが、あとは不調に終わっておりまして、現在に至っております。

現在の道路幅は2.5メートルでございます。拡幅計画をしてございます道路幅員は5メートルでございます。

以上でございます。

○14番 大原龍彦君

これも長い時間、計画は立っておりますが、なかなか実現できませんので、もうやっぱりこれから災害が起きた場合には本当に重要な道路になりますので、早く実現できるように、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

また、関連しまして、寺院さんが——お寺ですね——平成14年に移転され、12年ほど経過しております。現在は無人の寺になっておりますが、私ども毎週金曜日に青色パトロール車、また毎月1回16日に青色パトロール車が巡回しているが、火災、防犯など心配しているが、この件について、空き家対策などについて町の考え方についてをお伺いします。

○消防長 奥村光司君

それでは、空き家対策についてご説明申し上げます。

適正管理がなされていない空き家は、風景・景観の悪化、防災や防犯の機能の低下、ごみなどの不法投棄の誘発、火災発生の誘発などの問題を引き起こすおそれがございます。このため、防犯、防災、消防、環境、まちづくりなどさまざまな部署が連携して対策に取り組む必要がございます。

現在、町が行っている対策といたしましては、消防署が火災予防上の観点から、空き家への浸入防止措置、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去など、火災予防条例に基づき毎年調査し、空き家の管理についてご指導を行っております。そのほかにも、安心安全課にて防災、防犯上で空き家の持ち主に対して管理を促す相談をさせていただいております。

今後、全国的に空き家が増加していることから、町内の空き家も増加していくことが考えられますので、愛知県が設置した空き家対策のワーキンググループにも参加するなど、県内の市町村と情報交換を行っていくとともに、さまざまな情報を収集しながら町の方針を決定してまいりたいと考えております。

ご質問の物件につきましては現在、居住されてはおりませんが、倉庫として使用され、建物の施錠、周囲の可燃物の除去、草が生えないよう敷地にシートを敷くなど、適正に管理されておりますので、消防署から火災予防上の管理指導したことはございません。

しかしながら、空き家はごみの不法投棄や老朽化による倒壊の懸念もありますので、所有者に継続的な建物の適正管理をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○14番 大原龍彦君

ありがとうございました。

次に、3点目につきまして質問していきます。

須成東69号線、現在のはかた鮎北の道路についてであります。

この道路は、県道境政成新田蟹江線から町道藤丸線を東西に結ぶ道路であります。道路の現状は、4メートルほどの幅員になっております。土地改良もできず、昔からの農道が90センチ、三尺道路といいますが、90センチで、そして私有地が両側1メートル50センチほど提供していただいている4メートル道路であります。平成20年まで、舗装、側溝もできない未整備道路となっておりました。

住宅も数軒建ち、町民から舗装、側溝ができないかという話が多くありました。私有地を借りての道路整備は、町としても大変厳しくありましたが、沿線の利用状況、民家への雨天時の通行を考えますと、一刻も早く整備をしなければならないと思い、私も地主さんと、47軒ほどありますが、個々に回り、全地域の皆さんから承諾書も取りまとめ、平成21年に舗装がされました。

昨年も、分家住宅が建ちましたが、排水路がなく、大変困ったことがありました。この地域は土地改良もできず、土地整備事業をする地域であります。道路となっている私有地を買い上げて、排水のできる道路整備はできないかをお尋ねいたします。

○土木農政課長 伊藤保彦君

では、質問にお答えさせていただきます。

町道須成東69号線でございますが、こちらはもともと三尺道でございます。未整備のままであった関係、平成20年に前区長さんより、両側の地主さん47人、69筆の民地の寄附も検討に入れ、早急に道路整備工事を望まれる趣意書を町長に提出をされております。その後、議員にもご協力をいただきまして、承諾書がそろいましたので、民地をお借りいたしまして、平成21年に4メートル道路250メートルを舗装し、昨年度には三尺道に必要な一定区間に側

溝を敷設しております。

ただいまのご質問では、道路舗装承諾部分を買って側溝整備ということでございますけれども、この地区の道路側溝整備につきましては、寄附によって側溝を敷設しております関係上、同じように進めてまいりたいと考えておりますので、第1段階といたしましては、関係地権者の皆様に寄附をお願いすることになります。それには、用地測量により土地の確定、土地所有者の方には寄附をお願いすることとなりますので、時間と費用を要することになりますので、すぐに事業化ということは難しいかと考えられます。ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○14番 大原龍彦君

この件につきましては、民有地が1メートル50ほどずつ両側が出ておりますが、最終的にはその出ている部分を寄附採納していただきたいという意味ですね、わかりました。

私もこれを舗装してまっておる関係上、民有地の方もよく存じ上げておりますので、できる限り、会ったらそのような説明をさせていただきますので、早期実現できるように、ひとつよろしく願いをいたします。

4点目につきまして、信長街道は、蟹江川を下って善敬寺、そして山田酒造の東の街道を北へ上っていくと神明社があります。名阪自動車の側道に結びます。門屋敷名探団地の交差点から南へ進むと、信長街道に当たります。名探団地の皆さんは、生活道路として重要な道路であります。通学道路、また、買い物に行く人、医者へ行く人、多くの人が散歩として利用しております。

神明社の東側の須成区が管理している駐車場は側溝がしてありますが、信長道路のフミン化工さんの側溝は全然なく、両側側溝がしてありません。雨が降ると水がたまり、大変迷惑をかけております。測量、道路の整備は早くできないか、お尋ねをいたします。

○土木農政課長 伊藤保彦君

ただいまご質問のありますのは、町道須成東6号線になります。雨の日の状況も確認しております。当然のことながら、水たまりができるような道路であってはなりませんので、予算の範囲内で、町内会より土木工事要望書が提出されました中におきまして、緊急を要するところから順次進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○14番 大原龍彦君

この道路につきましては信長道路ということで、側溝もしていただくのが一番いいかと思っておりますが、今、天気がよくてもそこは水がたまっておるということで、大変フミン化工さんの皆さん方も竹ぼうきで水を払ったりなにかしておりますので、それも区長さんを通じてまた要望しますので、ひとつよろしく願いをいたします。

また、信長街道と門屋敷名探団地から来る道との三差路は、何の標識もありません。これはどっちが優先か、優先がないかということは、私たち古い人間は信長街道が優先ではないかとか、そういうことを思うんですが、ひとつ何か通学の標識とか、そういうのはつけられないか、ひとつお尋ねいたします。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

今ご質問ございました何らかのそういう安全対策の標識はできないかということでございますが、規制に関します標識でありますと、やはり蟹江警察署のほうへ要望書ということで提出をしますが、ただ単に見えるところでも、速度を落とさなさい、通学路になっていますというような、啓発をするような標識であれば看板設置ということも考えられますので、我々のほうでそのような対応はしたいというように、前向きに考えておきます。よろしくお願いたします。

○14番 大原龍彦君

ありがとうございました。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 吉田正昭君

以上で、大原龍彦君の質問を終わります。

質問2番 戸谷裕治の「斎苑の現状を問う」を許可いたします。

戸谷裕治君、質問席へお着きください。

○3番 戸谷裕治君

皆さん、おはようございます。3番 戸谷でございます。

議長のお許しをいただきまして、質問をさせていただきます。

少しこれ、前を外させていただきます。ちょっと暑いもので。

昨年度は、人口減少についてということで質問させていただきました。それにかかわるといことで、人口減少とは出生の問題だけじゃなく、確実にこれからの20から25年の間に人が亡くなるということもあるということでございます。

我が国は、食べ物や医療の発達により、世界でもトップクラスの長寿国になりました。しかし、人は永遠に生きるわけではありません。人には死が訪れるのは常であります。

現在、本町には2カ所の斎苑——火葬場ですね——があり、きょう現在は問題なく、名古屋市の一部を含め使用され、運用されています。しかし、町民の方々が古くから在住されている方も、世代により新しく住まわれている方はなお、斎苑の運用方法を知らない方が多いと思われる。また、運用方法ばかりでなく、斎苑の老朽化による問題点も、多くの町民の皆様には知らせねばならないと思う。斎苑問題は行政の問題だけじゃなしに、町民一人一人の問題であり、行政側は町民に協力を求める時期にまいつていると思われま。

まず、1つ目に質問させていただきます。簡単にお答え願ったら結構ですので、わかりや

すい言葉でお願い申し上げます。

2カ所の運営方法で、今現在、近鉄電車の線路を分岐に、北は本町斎苑、南は舟入斎苑と認識していますが、分岐点はどこなのか。そして、その中で、単純に教えてください。人口の多いのは南北どちらのほうですか、近鉄を区切って。よろしく願いいたします。

○環境課長 江場 満君

ご質問の、近鉄の線路を分岐に北は本町斎苑、南は舟入斎苑と、分岐はどこかでございますが、蟹江町にはご存じのとおり2つの斎苑があります。どちらも公の施設でありますので、斎苑の設置条例が設けてございます。この条例には、斎苑の位置、使用料等々を決めてございます。

ご質問の近鉄線から南は舟入斎苑、近鉄線から北は本町斎苑という区分につきましては、条例には明記はされておられません。この区分につきましては、昭和63年から今現在の舟入斎苑が稼働しております。この建設に当たり、昭和62年8月18日付で町長より、舟入火葬場増設反対準備会に対して回答文書を出しております。この文書の中に、火葬場を使用する場合の範囲は現行どおりとすることに対して、町は「従来から火葬場を利用した地域に限り許可します。」と回答しております。この回答が26年たった今でも、近鉄から南は舟入斎苑、近鉄から北は本町斎苑と、現在もそのように区分をされておるのが現状でございます。

また、人口につきましては、近鉄線の北側のほうが人口密度は多いかと思えます。

以上でございます。

○3番 戸谷裕治君

今、課長にお答え願ったとおり、昭和62年に現状の、その当時の使用上の問題で地域が分けられたというようなことが今言われました。それで、条例には載っていませんと、町民誰でも使ってもいいような条例になっているはずでございます。

そこで、いろいろ問題がここのところ聞いておりますと、本町斎苑は約50年以上、そして舟入斎苑は25年以上ですか、ちょうどそういう壊れやすい時期に本町斎苑は来ておりますし、これからどうされていくのかなど。その条例というのは、どういうぐあいに有効に利用されていくのかなど思っております。

その今まで解決、また、例えば本町の人たちが舟入斎苑を使えるようになるのか。今の条例のあり方では、なるはずです。ですけれども、その当時の、裏の密約みたいなものですよ、舟入斎苑との問題は。当時の町長は、少し先送りで何か考えたら、10年か15年後にはうまくいくんじゃないかと思われたんじゃないかなという節が見えております。

ですから、これから、条例はどういうぐあいに適用されるのか、ちょっとお答えください。

○環境課長 江場 満君

現在は、この条例に基づいてでございますが、今言ったように、位置については示されておられませんので、いろいろ不公平があるかとは思いますが、条例に倣ってやっていく

必要があるかなというふうに思います。

○3番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

急に難しい質問のように思いましたけれども、課長判断では難しいことですので。

続きまして、2番目の質問に入ります。

本町斎苑の老朽化は著しく、故障したときの対応と代替場所はどこか。そして、逆の場合はどういうことをされますか。同じことを聞いております。本町斎苑と舟入斎苑の事故があった場合はどうされますか。そして、舟入斎苑、本町斎苑、両方とも耐震工事とかできておりますか。

そして、現在の本町斎苑の規格サイズをお教え願いたい。例えば、私を例にさせていただいて結構ですから。私でしたら、本町斎苑でちゃんと焼いていただけるのかなとか、お答え願えますか、すみません。

○環境課長 江場 満君

ご質問のまず本町斎苑が故障したときの対応と代替の場所でございますが、本町斎苑はご存じのとおり、かなりの年数がたち、建物や火葬炉が老朽化をしております。そこで、故障した際には、火葬に影響がないように至急修繕をして対応しております。

また、火葬炉の保守点検も委託をして行っております。その点検で異常が見つければ、早目に修繕をしております。その修繕工事等でもし長期にわたり本町斎苑が使用できないときは、期間が決まり次第、舟入斎苑の問題対策協議会の関係者及び舟入区長に事前に連絡をして、了承を得た後、舟入斎苑で代替として今までも使用させていただいております。

最近では、本町斎苑が修繕により使えなくなったときは、24年度に本町斎苑の火葬炉の耐火レンガの詰めかえ修繕工事を行いました。また、25年度、昨年ですが、建物の外壁の改修工事を実施いたしました。どちらも工期的には2週間ほどかかりましたが、この際も舟入のほうの協議会の関係者及び舟入区長に了承を得て、舟入斎苑を使用いたしました経緯がございます。

そして、先ほど言われました本町斎苑も、例えばもし舟入斎苑もそうやってちょっと長期の場合で工事で長くなった場合は、本町と一緒に、舟入斎苑をちょっと、まだ舟入斎苑には炉が2つございますので、1つの炉がもし急に使えなくなっても、もう一つの炉で対応するというので今まではしておりますし、もし両方とも使えないという場合は、本町斎苑で代替をするしかないのかなと思っております。

また、本町斎苑の炉の大きさでございますが、ひつぎの大きさは183センチの大きさしか本町斎苑の炉に入ることができませんので、もしそういう体格というか、大きい方につきましては今までも、ひつぎに入るようにちょっと体を曲げていただいたりしてやっていただいております。また、どうしてもという場合は、今は他市町村のほうの火葬

場を利用させていただいておるのが現状でございます。

以上です。

○3番 戸谷裕治君

今お聞きしましたとおり、サイズの問題は、183センチと申しますと、大体棺おけでその側の問題ですからね。我々は無理だと、180は身長ありますので。側を入れますと無理だということですね、足を折って入れと。

先ほど後ろから聞いていますと、足を切って入れるんだとか、いろんな話は出ますけれども、サイズとしては旧のサイズですから、50年もたって体格も違ってきているのが現実でございますから、これは大体使い勝手が悪くなってきているなと思っております。

それと、舟入斎苑の問題ですけれども、問題とは思っていないんですけれども、炉が2基あります。だけど、常に1基を動かすというような、以前の舟入建設当時の約束事があるみたいですね。それは、その当時の、建設当時は皆さんその地域の方が大変ご苦労されて、いろいろ結論を出されたらと思っておりますけれども、だけど、25年たちますと四半世紀ですね。四半世紀といいますと、十年一昔と申しますから、いろいろ対応が変わってきて当たり前の時代じゃなかったかなと思っております。

その間、いろいろ課長さんあたりは手を打ってこられたと思うんですけれども、私、議員になってから、あんまり目に見えてそういうことは動かされていないなと思っております。今まで、次の質問でまた少し答えていただきたいんですけれども、本町斎苑はこれから始まる高齢化社会に対応できる能力の限界に来ていると思わすが、限界に達したときは建てかえをしないのか。

今のところ建てかえに、私が議員になってからですけれども、建てかえに努力されているようなことが見受けられないと、行政側として。とりあえず修繕で何とかごまかしごまかしいこうかなというようなことは見えておりますけれども、根本的解決にはならないなと思っております。

そしてこれ、他の市町村では建設時は大変苦労されながら、例をいいますと名古屋市、愛西市ですね。そういうこともございますので、これ建てかえは、例えば隣の旧のアイエスですね、ああいうところとも何かかわりがあるのでしょうか、ひとつお教え願えますか。

○環境課長 江場 満君

まず、本町斎苑が限界に達したときの建てかえはしないのかでございますが、現在、本町斎苑、舟入斎苑ともに、1日3体の火葬が可能です。特に、本町斎苑は1炉しかなく、かなり火葬炉に負担がかかっているのが現状です。その都度修繕工事で対応して、何とか火葬業務を継続しているのが現状ですが、そこで、修繕等が不可能となったときは最悪、本町斎苑を廃止せざるを得ないと考えております。本町斎苑の建物を壊して建てかえるには、敷地の面積、進入路等、立地面から見てかなり無理があり、建てかえはできないなと思っており

ます。

また、他の場所に新築となると、敷地面積、土地の地権者、周辺環境等を考えますと、町としては新たな場所に建てることは現在考えてはおりません。

また、本町斎苑の、先ほど言いました工場、進入のところに両側に工場がございしますが、その進入路につきましてですが、いろいろと昔からのいわれがありまして、払い下げをするとかというのがありますが、今現在はそのような工場等もかわっておりますので、お話しはないかとは思いますが。あとは、堤防の道等とありますが、どちらにしても、本町斎苑のあそこの敷地では建てかえは無理ではないかなと思っております。

以上です。

○3番 戸谷裕治君

少しおかしいなと思っておりますのは、現在、斎苑自体は建っておりますよね。それで、規模をでかくするとかそういうんじゃないし、今、技術が向上しまして、大変焼却のレベルも上がっておりますので、小さくても、コンパクトでもできると思うんですよ。ですから、今の話を聞いていますと、ちょっと無理がある答えかなと思っております。1基つくるぐらいだったら、別段能力の高いものができる可能性は、25年前とは全然違いますからね。

ですから、その辺ももう少し考えてもらわないといけないのかなと思っております。ただ、周辺環境で、住民たちの理解を得ないといかんとか、いろんなことがあるんだしたら、その努力はしていただきたいなと思っております。今現在、周辺環境の努力とかも見受けられないし、とりあえず廃炉ありきかなという方向で進んでおられますから、壊れた場合は。

そういうことを考えていますと、もう一つ課長に答えていただきます。本当に何年ぐらいもつと予想されますか、本町は。

○環境課長 江場 満君

本町斎苑が何年もつかというのは、かなり厳しいと思うんですが、修繕修繕で今現在もっておる状態とございまして、数年は修繕等をしてもつかとは思っています。何年というのはちょっとわかりませんが、そういうふうに数年はもつかと思っております。

以上です。

○3番 戸谷裕治君

今、課長の見解ですので、数年ということですから、今から高齢化社会でどんどんそういうことがふえていくのは、15年から25年の間ですね。その間に、数年と言います。数年というのは大体五、六年という話ですよ。それ10年未満というような話ですから、その間にそういうことが起こったときにはどういうことをやっていくのかというのは次の質問にさせていただきますけれども。

建てかえ等で、例えば現在、町の中にね、固有名詞を出していいかわかりませんが、愛昇殿、ティア等の斎場がありますよね。町の中にそういうものがあって、斎場がそういう

ところにあると。そして、火葬場が別に、大阪とか行くと、都市の真ん中にありますからね。周辺の住民は、皆さんその周りに住んでおられますしね。だから、あんまり、もうちょっと努力をしていただきたいなど、何かをやるんだったら。

ただ、もうやめる方向でやっておられるから努力していないのかなということだと思いますので、あと数年たったら、そしたら、故障したらやめるということでもいいんですか。

○環境課長 江場 満君

はっきりここでやめるということは言えないかと思うんですけども、修繕等をしてなるべく長いとこもつようにもして、あとは舟入のほうともいろいろ一緒にやって、同時で進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○3番 戸谷裕治君

今、変な質問しましたけれども、これも町長になかなか聞くような質問でもないもので。というのは、任期がありますのでね。数年といいますが、あと町長まだ任期は3年はございます。そのとき数年という、次の任期になるかもしれないと、申し送り事項でいけるかもしれないですけども。ただ、行政側として、今のうちに住民の皆様いろいろな手を打って、理解していただく姿勢というのは大事なもので、なくなったときはこうだよということを訴えていかないと、その場合になってから、何だ勝手なことやっておるなとか。だから、その場合になったら舟入斎苑はどうなんだという話が出てこないよという質問ですから、真摯にお答えくださいね。

次の質問にいきます。

建設時は、舟入地域の方々には多大なご苦勞をおかけしましたが、そのときの約束事として、舟入斎苑建設時に本町火葬場を廃止して、その代用とすることは絶対にしないと、町は回答しております。文書が残っておりますね。また、使用範囲は、従来、当火葬場を利用していた地域に限り許可をすとなっております。ですから、さっき課長が答えられた南北というのがそのことですね。南側は舟入斎苑と、そういう形になっております。

以上のことから、今現在も特別なことがない限り、近鉄以北の町民は舟入斎苑は使用できないということですよ。そういうぐあいに理解してもいいですか。

○環境課長 江場 満君

ご質問の舟入斎苑の建設に当たり、昭和62年8月に町長より、舟入火葬場の増設反対準備会に回答文書を出しております。その回答文書の中に、「本町斎苑を廃止して、その代用することはありません。また、舟入斎苑を使用する範囲は、従来、当火葬場を利用していた地区に限り許可します。」と回答しております。

このまま本町斎苑が使用不可能で廃止した場合、近鉄線北の住民の方は使用ができないというふうになるかと思われます。これでは、住民に対していろいろ税の公平とかそういうの

もあるんですが、一応使用はできないとは今のところ思っております。

以上です。

○3番 戸谷裕治君

今、こういう質問差し上げたのは、25年以上前の建設時の行政からの苦肉の策だと思っております。それをやらないとできなかつたのかなと僕は理解しておりますけれども、その苦肉の策から先には、その当時の行政は、先ほど申し上げた10年、15年たつと情勢も変わってくるだろうと。そして、何とかうまく運営できるだろうという安易な考えで、よく言われる先送り行政ですね、やってこられたのかなと。それが今になって本町斎苑があと数年ということになってくると、いよいよ手を打たないかと、そういう時期にまいっておりますのでね。

それで、舟入斎苑の建設時の費用というのは、課長、あれですよ、全町民の税金から出ていますよね、補助金もあるでしょうけれども。その一部の南の人だけの税金じゃないですよ、建設時は。どうです、舟入斎苑の建設時の費用。

○環境課長 江場 満君

舟入斎苑の建設時と言われますと、その当時建てた。

○3番 戸谷裕治君

建てた費用ですね。

○環境課長 江場 満君

町のほうから出ておると思われます。

○3番 戸谷裕治君

次でちょっと。ですから、本町斎苑がこのまま使えなくなったときは、先ほども少し課長がお話しされましたけれども、本当に税の公平性が守れるのかなと。舟入斎苑だけ残りますと、どうしてもそれから南の方しか使えないもので、こういうのはどういふぐあいに税の公平性を守っていくのかなと、それをちょっとお聞きしたいなと思っておりますけれども、これは誰に聞いたらいいですか。町長でお願いできますか。

○町長 横江淳一君

それでは、戸谷議員の質問にお答えをしたいと思います。

先ほど来のいろんな質問も含めてでありますけれども、舟入火葬場、そして本町火葬場の質問につきましては、かねてからいろんな議員さんからいただいているのも事実でございます。また、建設時のいろんな問題もあったということも、多分、戸谷議員ご存じの上で質問してみえるというふうに私は今理解をして、お答えしたいと思っております。

建設時に関しても、舟入の火葬場につきましては、蟹江町のみならず、名古屋市の一部も実は巻き込んでおまして、地主の地権者の問題等々もあるやに聞いております。私が町長に就任した時点で、今、戸谷議員が言われたいわゆる税の公平性に関してどうなんだろうと

いう素朴な疑問が湧きまして、周辺対策というのか、協議会の皆様方と数回お話をさせていただきました。なかなか思う結論が出ませんでして、ずっと平行線をたどっておるのが現状であります。

先ほどの税の公平性ということに関しては、これは間違いなく、全ての町民の皆様方が平等に使えること、これが地方自治法に合った使い方だというふうに私は考えております。条例で使い方については明記はしていないまでも、非常に不幸な状況が今も続いているなどということは考えてございます。

そんな中で、先ほど担当者が数年と申し上げましたが、これも実はよくわからない状況でありまして、できるだけ炉をもたせて、今1,700万円から1,800万円、実は貴重な税金を使わせていただいておりますので、そんな中で住民の皆様方に迷惑をかける状況が近づいてきたならば、当然これは再度建設はしないというのは私の個人的な考え方、これは前の議員さんにも数回お答えをいたしました。

じゃあ、どうするんだとなれば、近隣の新しい火葬場をお願いをする、これがまず一番今の考え方としては近い考え方だというふうにご理解をいただけるとありがたいと思います。ただ、新しい建設をするのか、炉が1つならばあの場所ではできるだろうという戸谷議員の質問に対しても、ちょっとそれは私の考え方と違うのは、新たに本当につくるんだならば、これはもう2つの火葬場を1つにして、1つでやれるような、そういう状況をつくるべきだというふうに私は考えております。そうなれば、今の本町火葬場でリニューアルをするというのは非常に難しい状況じゃないのかな。今現在考えるという点では、そのように考えております。

いずれにいたしましても、皆様方の貴重な税金、そして人生の終末を迎える火葬場がこんな状況であってはならないというのはずっと思っておりますので、今後とも火葬場のことにつきましても、皆様方からご意見をいただきながら、しっかりと前に向かってやってまいりたい。

それと、舟入火葬場も決して新しいわけではございません。もう26年といたしますと、建物も相当老朽化をしております。炉も数年前に新たにかえさせていただきました。そんな状況の中で今、町民の皆さんに使っていただいておりますので、何とかご理解をいただきたい、このように思っております。よろしく申し上げます。

○3番 戸谷裕治君

どうもありがとうございます。

私もまさにそのとおりで、本町斎苑が50年以上、そして舟入斎苑が25年以上たちまして、本町斎苑だけを建て直せますよとあって、1基だけではもう無理だと思っております。そうすると、同じようなことが今度逆のことで起こってまいりますので、今度は舟入のほうが先に傷んでくるわけですよ、25年たっていますから。だから、シーソーみたいなことになっ

ちやいますから、そしたら一本化されるというのは——できるとしたら一本化というのが本当のお答えだと思っております。そういうぐあいに理解しております。

次に、もう一つ、これは一般の町民の方からの質問というよりも、一般の町民の方にわかりやすくするために質問差し上げます。

例えば、他の市町村にお願いする場合は、その市町村の住民が優先されると思うが、例えば1日先送りとか、時間の制約があるのではないのかとか。時間の制約というのは、例えば3時以降にしてくれよとか、11時半とかが今ほとんど葬式があつて、1時から燃やしましようとか、そういう感じですけども、他の市町村にお願いする場合はそういうことも起こり得るのかなと、夕方に来てくださいとか。これは他の市町村の事情がありますからね、その日の。そういうこともちょっと一般の人に。そういうことで、よろしく申し上げます。

○環境課長 江場 満君

ただいまのご質問の他市町村の斎場を利用したときに時間制約等があるのかでございすが、近隣の市町村の斎場を確認をいたしました。そこで、時間制約はやつぱりあるところとないところがありました。

名古屋市の八事の霊園でございます。名古屋市の八事霊園とこれからすぐ弥富市の火葬場、そちらにつきましては時間の制約はございませんでした。いつでも使えるという、時間制約はございません。それから、稲沢市にあります祖父江の斎場でございますが、そちらのほうも一応時間制限はございませんでした。しかし、友引明けの日だけは午前中しか使えないよという回答でございました。それから、津島市の斎場は、こちらのほうは時間制約がありまして、午後3時のみ使用が可能になっています。それから、愛西市の斎場でございますが、こちらのほうも時間制約がありました。午前の9時と午前9時30分のみ使用可能という回答で、一応確認をさせていただきました。

以上です。

○3番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

他の市町村で受け入れも可能ということでございますので、今のうちに、私の申し上げたいのは、問題を今までちょっとずつ先送りされていたような感じがいたしますので。

それともう一つは、行政が何かされるときに、瑕疵があるような、契約があるようなことを建設とかそういうことでされると、こういう問題が起こってくると。だから、本当の住民の総意といいましても、民主主義ですから、全員とかね。そういう場合は、地権者の問題がありますけれども、地権者は全員かもしれないけれども、周辺では全員の意見を取りつけるなんていうのは本当に無理なことですから、そういう場合は8割方、9割方とか、そういうことは考えられると思いますので、なるべく何かにつけ、建設とかそういうことに行政が瑕疵のないようにやっていたいただきたいなと思っております。

以上で質問を終わらせていただきますけれども、これは一般の方たちが広く、テレビを通してどういう状況だということを知っていただいて、それで行政のほうではお役に立てるようをお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長 吉田正昭君

以上で、戸谷裕治君の質問を終わります。

質問3番 中村英子君の「トワイライトスクール（ルーム）について」を許可いたします。
中村英子君、質問席へお着きください。

○8番 中村英子君

8番 中村です。一般質問をさせていただきたいと思います。

先日ですけれども、全議員に子育てに関するアンケート調査の報告書というものが配られましたので、これをもとにトワイライトスクール及びルームというようなことで質問をさせていただきたいと思います。

この配られました子育てに関するアンケート調査報告書、平成26年3月ということですので、ことしの3月にまとめられたものが配られております。この中身をちょっと見てみますと、この中身の中に設問に答えなさいということは当然アンケートですからありますけれども、そのほかに意見を求めるところ、また、自由に意見を述べてくださいというような欄もありまして、大ざっぱに言いますと、ちょっと乱暴なまとめ方かもしれませんが、自由に書いてくださいと、筆記してくださいというようなことをまとめてみますと、全体で660の方が756件の意見を書かれております。これは回答だけではないです、自己記述というやつですね。自分で記述したというのが、ちょっと大ざっぱに言いますと、660人が756件の意見を書いているんですね。

全部でどれだけの方がこのアンケートに回答したのかといいますと、回答した人の数、これは総数ですけれども、1,666人というふうになっておりますので、その1,666人の中で660人、756件の記述があったということは、かなりなボリュームだというふうに捉えておりますけれども、そのような記述の中でも「名古屋市のトワイライトをしてほしい」というのが多くありました。はっきりと名古屋市のやっているトワイライトをしてほしいと書かれているものから、そういうふうにとワイライトという名前で指定はしていないけれども、放課後、子供は学校に行ってほしいというような記述を全部合わせますと、実に100件を超える記述がございます。おおむね105から110件ぐらいの記述の中に、学校によってそういうことをしてほしいという声が寄せられているということですね。つまり、多くの保護者の方々が、放課後は学校で子供を預かってほしいという要望だと思うんですけれども、学校で預かるということは非常に移動しなくていいところですから、安心や安全が図れるということが一番の理由かなと思いますけれども、そういう根強い願いがここにあらわれております。

そこで、今回、名古屋市のトワイライトルームについて取り上げることになったわけです

けれども、では、その前に、事前の知識として、蟹江町というのがどのような事業をしているのかということですが、これはもうずっと長年報告もされておりますし、実績報告書等もありますし、全員ご存じのことだとは思いますが、町の運営の一つとして学童保育があります。

その学童保育の利用状況ですけれども、これは定員が各学童保育20名というふうに定まっておりますので、全員が入れば、マクロで利用すれば1日平均、4学区にありますから、4学区で80名ということだと思うんですけれども、実際に平成24年度の実績報告書によりますと、町内4学区全体で学童保育を利用している人は1日平均80名となっております。この80名ですけれども、学区ごとに20名の定員より多いところ、蟹江小学区なんかは定員より多くなっていますし、そのほか定員より少ないところ、須西とかは少なくなっておりますが、少ないところも上限がありますけれども、全体では80名ぐらいが利用をしているということになっております。

もう一つ、また、児童館の利用が増加ということですが、児童館のほうの利用者は、これも平成24年度のデータですけれども、5つの学区全体で1日当たり190名というふうになっております。この190名という数字ですけれども、小学生だけではないと思うんですね。児童館を利用しているのは小学生だけではありませんので、小さなお子さんもありますし、中学生も来るかもしれませんし、その他の利用がありますので、この190名というのは小学生だけではないというふうに思っています。もし仮に、ちょっと乱暴なことですけれども、仮に全部が小学生だと仮定しても、1日当たり190前後なのかなと。

こういう数字になっておりまして、町内の小学生の総数ですけれども、これが平成25年度、去年のデータですので、1年ちょっとずれるかもしれませんが、町内の小学生は1,921名ということに総数なっております。このような町内の小学生1,921名に対して、この学童保育の利用者数、また児童館の利用者数、働くお母さんの数との関係においてどうなんだろうという議論というものも当然あると思いますけれども、今回はこの議論はちょっとここでやることは避けまして、まず町内の小学生の放課後の状況が、町がやっている事業に対してはこのような参加率であるというようなことを頭に入れながら、本題の名古屋市のトワイライトスクールというものは一体どのような運営をされているものかということについて質問をしていきたいと思っております。

ここからが質問ですので、今まで前段ですので、質問は質問として捉えていただきたいと思います。名古屋市のトワイライトスクールということですが、これは過去にも蟹江町のこの議会でも取り上げた議員さんもいらっしゃいますし、また、今回のアンケート調査だけではなくて、平成21年に蟹江町が行いました子育てに関する調査においても、トワイライトをしてほしいという要望が多々書かれておりましたので、これについては十分事業内容についてもご理解されていると思っておりますので、まず最初の質問ですけれども、名古屋市の行っ

ておりますトワイライトスクールの目的、また内容、これは学童保育とはどのように違うのかなど、その運営についてお伺いをしたいと思います。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

まず、名古屋市の行っているトワイライト事業の目的と学童との違いということでございますが、まず名古屋市が行っていますトワイライト事業の目的ということでございますが、トワイライトスクール事業は名古屋市の学校開放事業でございます。

トワイライトスクールは、放課後などに学校施設を利用して、学年の異なる友達と遊び、学び、体験活動に参加して、地域の人々と交流することを通じて自主性、社会性、創造性などを育むことを目的としております。

もう一つ、トワイライトルーム、こちらのほうについては……

(「ルームのことは今聞いてないんで、トワイライトスクールのことだけでいいです」
の声あり)

スクールだけでよろしいですか。

(「ええ、後でルームやります」の声あり)

次に、学童保育とトワイライトの違いでございますが、学童保育というのは放課後児童健全育成事業といいまして、小学校に就学しているおおむね今現在10歳未満の子供さんであって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を、授業の終了後に児童館等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業でございます。

一方、トワイライトスクール事業、こちらのほうは名古屋市の学校開放事業でございますが、学校施設を開放して、異学年交流や体験活動を通じて自主性、社会性、創造性を育むために、公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会等に委託して運営をしている事業でございます。

この2つ、大きな違いについては、費用負担があると考えております。名古屋市の場合は、トワイライトスクールの登録者については、保険関係費が必要になってきますが、通常5時までは無料でございます。一方、名古屋市の学童保育については、こちらのほうは保護者が経営する民間施設になっておりまして、利用料金は平均月額2万円前後でございます。

蟹江町の場合は、公立の施設で毎日利用ですと月額7,000円、休み月利用で大体1万3,000円というところでございます。

以上でございます。

○8番 中村英子君

今、詳しくご答弁いただきましたけれども、何が違うのかっていうところですが、トワイライトスクールというのは、今、答弁していただいたように、教育委員会が本来主管で、教育目的で行っている事業だということなんですね。学童保育というものは、要するに児童福

祉法に基づきまして、保護者が家庭にいない人に対してこれをお預かりするという福祉政策の一つでありますので、最もこの根本になっている考え方、やり方の違いというものははっきりとあるわけで、1つ、全児童を対象にして教育目的でやっているということの認識が必要だと思うんですが、教育目的で放課後を学校開放して、利用してやろうということなんです。

教育をする側に今、子供が育つ環境というものが、従来もひどく悪くなっているということでは言われているわけですが、年々これがよくない状況になっておりまして、子供が育つ環境というのは本当に長いこと言われ続けていますけれども、近所に遊び場がないし、安心して十分に体を動かす場所がないとか、学校から帰ったら塾やお稽古事に走るんだよとかですね。最近では、ネットやゲームなど、バーチャルな世界に没頭してしまうというようなことがあるとか、最大の原因は、子供が少ないわけですから、兄弟も少なく、しかも近所にも子供も余りいないと。そして、違う学年と接したり、全員が群れになって子供たちが遊ぶというような、そんな風景も見られなくなってきているわけで。

言ってみると、このような状態の結果どういうことになっているかということ、子供たちが非常に人間関係が希薄になりまして、そしてコミュニケーション能力が身につくことがないとか。周りの子供にもまれながら、うまく人間関係をつくっていくような知恵がなかなかつかないとかですね。そういった成長した後の大人としてのなり切り方に影響を与えるというような、子供の育つ環境の悪さ、弊害、そういうものに対して、放課後を利用して一定の成果を上げるべく異年齢の子供たちと接触をさせる、学年の違う子供たちと接触させる、あるいはまた地域の人たちがこのスクールにかかわって、地域全体がどういう子供がいるのかということを知りながら、地域と子供たちの関係を深める。そういうような教育目的で、全児童を対象に行っているということでもありますので、単に留守家庭の一部の人を定員で預かりましょうと、そういうこととはちょっと根本的に考え方、発想が違うということを認識をしたいと思います。

そこで、実際の運営についても今いろいろ説明していただいたんですけども、今その説明の答弁でちょっと不足している部分は、このトワイライトルームには、1校当たり大体十四、五名のボランティアが——地域の人たちですね——登録をしております、交代で子供を見守ったり、一緒に遊んだり。そしてまた、お茶なり囲碁なり将棋など、さまざまな遊びをここで提供しながら時間を過ごしているということでもあります。学区ごとの地域のボランティアは、1時間850円の有償ボランティアであるということでありまして、現在、名古屋市は263校でやっているわけなんですよね。ですから、全市内でこのことが行われているということだと思うんですが、つまり、こういった教育目的、子供が育つ環境の弊害から少しでも子供を守り、そしてその環境を改善して健全に育成するよにという、こういう教育的な取り組みということでもあります。

こういう視点から、蟹江町が全校児童を対象に何かしているのかなというところを考えますと、ちょっと私も思い浮かばないわけですが、教育長にお伺いしますが、こういった視点ですね。つまり、子供が育つ環境を改善すると、そのために学校というところの施設を使って何かをしていきたいと思います、こういうような物事の考え方についてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

失礼します。

子ども・子育ての関係から、教育目的ということで名古屋市が取り扱っているということで、私自身も申しわけなかったんですけども、先ほど子育ての課長が申し上げたとおり、名古屋市の子ども・子育て支援事業というような形で捉えておりました。もちろん中身についてはそういうような子供たちのいろんな学びの場とか遊びの場、異年齢交流は当然あります。

もう一つ、教育委員会の扱っているところが名古屋市教育スポーツ協会ということで、財団法人なんですね。私は、名古屋市が教育委員会と民生部との話し合いのもとで、名古屋市としてのそういう施策としてというようなことであつたのかなと。

実は、先ほど子育ての課長が申し上げたとおり、うちの場合においては、舟入学区はありませんけれども、学童保育所が設置され、そして各学区に児童館、これは大分前から子ども・子育ての放課後の施策として、先ほど議員もおっしゃられたようにやってきました。

私は、名古屋市がトワイライトという形で、放課後のそういう子ども・子育ての支援事業として打ち出したのがトワイライトということで、名古屋市特有のネームなんですね。蟹江町においては、子育てが中心となって学童保育、児童館で子供たちに対して対応してきたという流れがあるというふうに思うんです。

もちろん、今、教育目的、確かにそれもあろうかと思えますけれども、私は、ですから、以前も多分議員の中でトワイライトスクール、教室ができないかというようなご質問も以前あったということも思っていますし、そういう議会の記録も見ておるわけですが、そのときの一つ、これも話をしてしまつてあれなんですけれども、学校には余裕教室がなかなかないんだというようなことでずっと来たんじゃないかなと。やはり、町としての方策を考えたときに、そういう町民の方のニーズに応えるべくいろいろ考えるわけですが、今の段階では難しいよという形で、学童保育、そして児童館の充実とか、そちらのほうをご利用という形で蟹江町は来たというふうに思います。

ですので、今、中村議員がおっしゃったように、再度またそういうようなところもちょっと整理をしながらしていかなあかんと思いますけれども、教育委員会だけでそれを行うことはなかなか難しいなというふうに今は捉えております。

以上です。

○8番 中村英子君

今、教育長から答弁ありましたけれども、名古屋市の場合、教育委員会がもとなんです、このトワイライトスクールのもと。しかし、実際に実務を子育てのほうで、タイアップしてやっているという形なんです。だから、例えば多くの行政がよくありますが、子育ては子育てにお任せだよと、教育とは違うというような線引きをされてなくて、一緒にそのことを推進していくという体制でやっているということは、それは事実であります。

そういうような形でやっていますし、また、実際にトワイライトスクールを運営するのは、今答弁にありましたように、町は外郭団体あるいは民間に委託をしまして、ほとんどは法人ですけれども、その委託されたところが責任を持ち、そして地域のボランティアを集め運営するというような形になっていますので、多くの協力の体制がここにはないと、一口にトワイライトといっても、それは実現していかないわけで、ここには教育委員会もかんでいるよと、教育の目的を持っていますので。

そういう何ていうか、横並びの協力の体制の中で子供の環境を改善していこうと、そういうことになっていますので、今、それはご答弁されたとおりです。ですから、私は今、教育長に答弁を求めたいのは、留守家庭の子供たちを預かるという子育て推進課がやっているその考え、それから児童館は児童館のそのものに福祉課のほうにお任せしてやっていますよと、そういう形になっているけれども、もう少し子供の環境の改善をするために、小学校として学校を利用した、あるいはまた学校じゃないかもしれないんですけども、全児童を対象にしたそうした事業なり施策なり、何かそういうようなものが必要ではないかなと。それについて、何かお考えがあるんでしょうかと、ないんでしょうかというお伺いでございます。

○教育長 石垣武雄君

学校のそういうような場所を利用してというような形にもとれるわけでありましてけれども、今までもお答えしたとおり、余裕教室がというようなことがあります。それはなぜかという、それは1つ、児童数の関係があるわけですがけれども、その前に、学校教育というふうに考えると、低学年は確かに早く帰ります。4時間目、5時間目あたりで。高学年になりますと、6時間の授業をやりながら、そして部活動等々あります。学校の施設というのは、やっぱり義務教育という関係で、1つそういうように運営されていますので、それを今、学校のそういうような場所を利用してとか、そういうような考えということなんですけれども、先ほどもちょっと言いましたように、教室の関係、これがある程度確保されたら、私は先ほど議員がおっしゃることも含めながら、教育委員会だけじゃなくて、やっぱり子ども・子育てということで、福祉部あるいは民生部等々の兼ね合いもかけながら考えていけるんじゃないかなということは思っています。

ただ、今までの答弁の中で、余裕教室がない状態でありました。せっかくご質問いただきましたので、ちょっと調べてみたんですけども、若干ちょっと変わってきたので、その2

点を考える余地と言っちゃおかしいですけども、普通学級教室を使っている推移をちょっと調べてみました。せっかくの機会ですので、ご披露させていただきますが、20年度、6年前と比べました。20年度と26年度現在、クラス数です。蟹江小学校、20年度24学級、26年度22学級、マイナス2。舟入小学校、20年度6学級、26年度6学級、プラマイゼロ。須西小学校、20年度12クラス、26年度13学級、プラス1……

(発言する声あり)

ふえたのは、ごめんなさい、25年度からふえております、12から。新蟹江小学校、20年度20クラス、26年度14クラス。学戸小学校、20年度19クラス、26年度18クラス、マイナス1と。

5つの学区の中で考えてみると、以前は余裕教室が難しい状況だというようなことで答弁、それを中心にしながら子育てのほうからも声がかかりました。かかったけれども、そういう余裕教室のものがなく、まずベースがない。もちろん、やる以上は、セキュリティーの問題がありますので、改修していかなくてはならない。でも、ベースの余裕教室がと考えたときに、最近になって新蟹江小学校がちょっと数が減ってきた、これは児童数の減少なんですね。

ただ、問題は、新蟹江小学校においても、そういうようなクラスが減ったところを少人数指導教室とか生活科教室として、学校として工夫しながら活用しておるわけですね。それはそれと置きながら、実は1年生、2年生は35人学級があります。これが、今、文科省がどういような動きをこれからされるのか、国が。35人学級が3年生、4年生に上がってくる可能性がある。それから、またいろんな開発で、新蟹江小学校区の子供たちがふえる可能性もあると、そういうこともありますけれども、いずれにしても、20年度と比べて減っている。

余裕クラスが今、新蟹江がそうなんですけれども、かといって、先ほど教育目的とも言われたんですけども、これは一応蟹江町としての考えは僕はいいと思うんですけども、新蟹江小学校が余裕教室が生まれたから、だからそこでやれるんじゃないか、それも一つの方法かもしれませんが。でも、町の施策として考えたときに、それがほかへ影響いけばいいんですよね、広まっていければ。新蟹江だけで終わる可能性もあるんですわ。

そうなってくると、先ほどのご意見も、また僕は蟹江町のそれぞれのところとも検討して考えていけばいいと思うんですけども、今までのやってきた蟹江町の子ども・子育て支援事業の、例えばそういうご意見があったところのマイナス面、ここをこう変えるといいんじゃないかなというようなことを考えながら進めていくということも僕は必要だなと。

ですが、これについては、今、私の考えなんですけれども、やはり町としてということで、十分時間をかけてやっていく必要がある。それが最初にお話があった報告書ですか、これ子ども・子育てがまとめました。それをベースにしながら今後、蟹江町としてどうしたならいいかということも十分時間をかけてやっていく必要があるだろうし、必要であれば教育委員会の例えば指導主事でも話し合いに参加させてもらっても結構かというふうに思います。

以上です。

○8番 中村英子君

今、教育長の答弁ありました。つまり、教室がないということが1つのネック、トワイライトスクールというものがあって、それをやれたらやったほうがいいと思っているのか、教室に余裕がないのでやれないのかというようなことなんですけれども、今お話しありましたように、過去において蟹江町がこの事業に対してやってきた歴史、今言われましたように、学童保育の歴史、また、児童館の歴史、そういうものも当然ございますので、それをもし方向転換を遠い将来としてもしていくというようなことになるとするならば、それはもう本当に事前に準備も、相談も、さまざまな手続も必要かなというふうには思いますけれども、このことをやっぱり考えずにはいられない。1つの検討課題としてあるんだということを十分にご理解をいただきたいと思います。

そこで、次ですけれども、先ほど課長がトワイライトルームについてちょっと答弁をしかかってくれたんですけれども、今度はトワイライトスクールではなくて、トワイライトルームということなんですよね。

これにですね、今度、名古屋市はスクールからルームに移行をさせようと今しております。これはどういうことかといいますと、ルームというのは、今言ったように、トワイライトを教育目的で行って来ましたけれども、教育目的だけでなくですね。簡単に言ってしまうと、ここに留守家庭対策を盛り込んだということでもありますよね。だから、学校で教育目的で子供たちにそういう事業しました。そして、そこにまた留守家庭の子供たちの必要性を盛り込んで、1つにしてルームをやっというふうな変わり方をしてきているわけです。既に21年度にはモデル事業をいたしまして、ことし、今年度では24校がルームというものが実施をされています。

今も言いましたように、留守家庭の対策をここへ入れてきましたので、これまでは6時まで、子供は授業が終わってから6時までやるというようなことでありましたけれども、これを7時に延長いたしました。そして、人員を1人多く配置し、5時以降の子供に対してはおやつなり何なり、給食はわかりませんが、提供をしていくというふうになったんです。ですから、ここで初めて名古屋市は、一般の全児童向けの教育目的であるトワイライトと留守家庭対策ですね。留守家庭も含めて、学校で対応しますよという施策になってきたということでもあります。

ですから、この名古屋市の考え方は、児童館は児童館、学童保育は学童保育とか、そういう別の運営をしていて、別立ての考え方で物をしていくのではなくて、一緒のものとして捉えて、しかもお母さんたちが本当に安心とか安全を感じる、学校においてそれを行うという、理想的な形が出てきているのではないかなと思います。

この変化によりまして財政も、従来、名古屋市は1校当たり800万円ぐらい、平均ですね。名古屋市で236校ですか、名古屋市って非常に学校がありますので、その中で大小というの

がもうかなりあります。大きいところも小さいところもありますから、一律には言えませんけれども、平均すれば800万円ぐらいの経費がかかっていたと。今度は留守家庭の子供も対象にすることによって、1,200万円ぐらいにアップをしたらしいんですけども、そういうふうなところにはお金を出して、要望に応じていこうと、そういうことなんです。

ですから、一本化という考え方なんです。子供たちを教育していく、教育上必要なことをやる。そして、留守家庭の子供たちも合わせて、一本化していくという考え方なんですけれども、これについても課題的に研究していく必要があるかなど、将来的にですね。

例えば、今ある児童館の1つが老朽化して、建てかえなきゃいけないだとか、いろんな状況というのも出てくると思いますし、子供の数も全体的には減ってくる傾向にありますので、その一本化、一体化ということについてしっかり取り組んでいかなきゃいけないと思うんですけども、今答弁求めても、ちょっとそれについて明確な答弁をいただけないと思いますけれども、そのような方向での検討課題として受け取るというようなことでもどうでしょうか。どちらでもいいですけども、子育てでも教育長。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

名古屋市のトワイライトスクール事業で、留守家庭児童の問題も教育事業の一環として一緒にという考え方でございますが、今現在、蟹江町の場合、議員の皆様にお配りしました報告書に向けて、子ども・子育ての支援計画の策定委員会を今つくっておりますので、そちらのほうで慎重審議、検討をいたしまして、将来的にどういった方向がいいのかという、委員会等で十分協議をした上で行っていきたいと考えております。

○8番 中村英子君

トワイライトルームのほうのことでちょっと言い忘れましたけれども、トワイライトルームになって、留守家庭の子供を受け入れるということになるわけですけども、そこについては7時までの人は有料なんです。それ以前に帰る子は全部無料なんですけれども、7時までお預かりする子については有料ということです、名古屋市も。トワイライトルームやトワイライトスクールは全部無料ですけども、無料でそこに滞在するわけですけども、7時までということになった子については有料という形ですね、留守家庭です。というようなやり方になっているということです。

そこで、今いろいろ答弁いただいて、これが前向きな検討なのかどうなのか、私はちょっとよくわかりませんが、といいますのは、子育てに関するアンケート調査を見ましたし、また、以前には次世代育成支援対策後期行動計画策定に係るアンケート調査というのを、これも平成21年にやったりしまして、いろんなご意見を伺っているわけなんですけれども、このアンケート調査を読みますと、いろいろ私たちは一生懸命まじめにアンケートに答えてきたけれども、こんなことに何になるんだというふうに書かれているのも結構ありますね。書きっ放しで、言いつ放しなのかと、どこでどういうふうになっていくのかというようにこ

となんですよ。

そこで、トワイライトルームやスクールに関する記述も、書いた人は自分だけが書いていますので、よその人が先にでもそういうことを書いているだとか、そういうことはご存じないわけなんですよ。ですから、こういうものを書いていただいて、やっぱりこれに対してどういうふうに捉えて、また、どんなふうな対応とか、方向性だとか、そういうことをしていくんだよ、あるいはしないんだよというような、そういうはっきりとしたですね。はっきりできないこともあるかもしれませんが、していくという姿勢がやっぱり大事ではないかなというふうに思うんですよ。

何百人もの人がこうしてほしいと言ったのに、それはただ書いてもらっただけだよということでは、やっぱり町民が参加するというような体制ではないわけですので、その辺については、しっかりこれを受け取っていただいてですね。きょうあすにこのことが結論出るので、きょうあすにやるということにはなりませんけれども、町としても学校利用、そしてまた留守家庭の子供を預かること、また、子供の教育環境の改善、そういうことを含めながら、このことを前向きに捉えながら、少しでも前進させていきたいと、そういうような答弁をいただければ、これはアンケートを書いてくださった方に対しても、こういうことだよという説明もつくかなと思います。

別に個々のアンケートを書いてくれた人に説明するわけではありませんけれども、こういう場を通じて、やっぱり行政側も真摯に受けとめていくということが大事だと思いますので、それについてご意見、ご所見があればお伺いをしたいと思います。

○町長 横江淳一君

中村議員のトワイライトスクール、子育てについての質問に総合的というのか、まとめとしてお答えをさせていただきたいと思います。

今の担当部署、そして教育長からも話がありました。まさに、子育てについては、これはもう急務というのか、国も特に力を入れたい。当然、力を入れるのは当たり前ですが、高齢化社会、少子化社会という言葉の中にあっても、実際施策としてどうなったのかということについては、蟹江町についても真摯に受けとめさせていただいているわけですが、本当に重要課題として取り上げさせていただいております。

特に、平成17年所信表明の中では、子育てについて一歩も二歩も踏み込んだ政策をいたしますというふうに私は所信表明の中の施政方針の中に書かせていただきました。特に、トワイライト教室、そして放課後子ども教室、それから学童保育、児童館、同じようなものがありますけれども、先ほど来、中村議員おっしゃったように、それぞれの国の所管が違います。しかしながら、それぞれの子供たち、それから父兄、保護者の方については、多分そのことは余り認識しないまま、今、自分の置かれている立場についての多分考え方を申されたというふうに私自身は思っております。

今回、子ども・子育ての支援事業計画を新たにつくるに当たりまして、会議も今1回開きました。数回これを開くこともこれからも検討しておりますし、27年度、28年度に向かって、しっかりとこれはやらなきゃいけない重要な課題だというふうに認識をしておりますので、特にトワイライトスクールにつきましては、再三再四、議員各位、また町民の皆さんからも要望をいただいているのは事実であります。

これ、十数年前にある学校で、実はやりかけようとした事例がございますが、議員もご記憶があると思いますが、関西地方のほうでちょっとおぞましい事件があったのを機会にちょっと遠ざかってしまったことも、大変残念でありました。これは、実は安心・安全だと思われた学校の中で起きたことということで、非常にショッキングなニュースとして日本中を駆け回ったことも覚えております。

そんな中での蟹江町のトワイライトスクールのあり方は、やっぱり教育関係者ともしっかりと話をしながら前へ進めてまいりたいというふうに考えております。

また、児童館について、そして特に学童保育につきましては、まさにおっしゃったように、厚生労働省の機関からいろいろな提言もいただいているのも事実であります。また、おおむね10歳、小学校3年生までというふうに記述はされておりますが、今、国のほうからでは、6年生までどうだというようなこともいただいておりますので、事実でございます。

そんな中で、ハード面の不足は否めない事実であります。今、蟹江町では、自主運営をお願いを申しておる団体が1つございます。先般も、過日、代表の方とお話し合いをさせていただいた中でも、要望として町運営の放課後保育、トワイライト教室というふうに私は理解をいたしました。この開設を希望させていただく。地域ボランティアの活動を取り入れながら、町として考えていただけないかというような要望も実はいただいておりますので、これもきちっとお答えをさせていただきました。

特に、空き教室の問題が急務でありますけれども、これは学校関係者とお話をしながら、できるところから、教育委員会ともお話をしながら前に進めてまいる所存でありますので、いつだと言われると、ちょっとここではお答えがまだできませんが、前に進めてまいりたい、こんなことを考えております。

また、学童保育の充実もしなきゃいけませんし、学童保育のほうもやらなければいけない。ただ、今、差し迫った状況といたしましては、この地域、学戸地域がそういう意味では非常に学童保育を望まれる方が多いというふうにも聞いております。本町地区の方からもご要望いただいておりますが、我々もいたしまして、今現在実施をいたしております自主運営でお願いができないかということでお話をさせていただいておりますので、中村議員におかれましては、そのようなお話がありましたら、また蟹江町としてできるところからしっかりとやってまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、このトワイライトスクール、そして学童保育、それから次世代

の子供施策につきましては、最重要課題として取り上げさせていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

以上であります。

○8番 中村英子君

今、町長お話しありましたが、ちょっとポイントがないんですね。今ご答弁いただきましたけれども。

アンケートというのは、自分の立場で意見を言うというのは当たり前ですから、自分の立場でのご意見というものが来ているわけですね。そこで、小学校、例えば自主運営、今やっ
てくださっているところ1カ所ありますけれども、この自主運営に関しても、広くですね、アンケート調査を見ますと、6年生までやってほしいという声は、トワイライトをやってほ
しいというぐらい、また同じぐらい6年生までやってほしいという声は書かれていることは
事実です。事実なんですよ。ここのアンケート調査には書かれておりますよ、6年生までやっ
てくださいというご意見が非常に書かれております。

それで、私は今言っていることは、全体的にこれを前進するためのやり方、そういうもの
について考えていかなきゃいけないよ。要するに、子供の教育上の問題、あるいはまた留守
家庭の問題、働くお母さんの問題、それを場所、そして国へのやり方、内容とか、そういう
ことを全体的にひっくるめて、そのことを前進させていかなきゃいけないんじゃないかとい
うふうに言っているんですけども、ちょっと町長の答弁はポイントを感じないんですよ。

最優先課題だというふうにおっしゃいましたけれども、何が最優先課題でこの教育の問題
を具体的に詰めてみえるのか、全然見えてきていないですよ。もしこれが最優先課題だなん
て言うのであればですね、もう少し突っ込んでこの部分、また、どういうふうに町民に
応えていけるのか、応えていくべきなのか、応えなくていい部分もあるかもしれないけれど
も、そのことをもっと整理して、きちんとしたポイントや町の方針、考え方をもちながら前
進させていくという必要があると思いますので、もう少ししっかりとポイントを定めながら
これに取り組んでいただきますようお願いを申し上げます、質問を終わります。

○議長 吉田正昭君

以上で、中村英子君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。11時5分から再開します。

(午前10時51分)

○議長 吉田正昭君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時05分)

○議長 吉田正昭君

質問4番 佐藤茂君の「市街化に向けて」を許可いたします。

佐藤茂君、質問席へお着きください。

○5番 佐藤 茂君

5番 清新 佐藤茂でございます。

きょうは、市街化に向けてということで幅広く質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、先回質問させていただきました市街化とは何か、そしてメリット、また、デメリットとはということで質問させていただきましたが、あれから少しずつであります、いろいろ勉強させていただき、農地から市街化にするということは大変難しいことだと、少しずつではありますがわかってきたわけであります。そして、いろいろなことを考えるうちに、お尋ねしたい件が幾つか浮かんでまいりましたので、よろしくお願いいたします。

まず1つ目として、一般住民の方々に対して市街化というものをどのように説明していくかということであります。

近鉄富吉南地区は市街化計画地区であります、今現在、既に民家、工場、店舗、また、有効活用されている土地、そしてまた新しい建造物等もできてきております。住んでいるの方々に対しては、今のままだもそれほど困っている状況ではないわけであります。市街化にするということは、そこに住んでいるの方々、また、地権者にとっては変化をもたらすことであり、痛みを伴う可能性があります。ですので、ただ単に町をよくするというためだけでは、なかなか皆さんに賛同していただけないような気がいたします。

私もこのような立場になり、蟹江町全体が少しは見えるようになったかと思えます。富吉南地区を市街化にし、蟹江町を発展させていかないといけないと思うようになってきたわけですが、地域の方々に対してどのような手順で提案、周知を進めていくお考えでしょうか、よろしくお願いいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

それでは、市街化に向け、地域の方々にはどのような手順で提案、周知を求めていくかということをご質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

市街化編入を目指しました新しいまちづくりを進めていく上で大切なことは、地域の関係する皆さんに事業に対する理解と協力を求めることから始めなければならないと考えております。

現在、近鉄富吉駅南地区で新しいまちづくりへの取り組みを始めようとしておりますが、地域の皆さんと一緒にまちづくりを検討していただくということで、昨年度、地域の代表者12名の方に参加していただき、市街地整備の必要性や方向性、また、具体的な整備手法などについて、2回のまちづくり勉強会を開催させていただきました。

この勉強会の中で、今後はさらに輪を広げ、地権者——土地をお持ちの方ですね——とか、地区内にお住まいの方、実際に事業を営んでみえる事業者の方など、直接利害が関係す

る方々を主体とする検討組織が必要ではないかという発案がございました。今年度は、新たにその方々を含めた検討組織を立ち上げていくことになりました。

今後は、リーダーとなる人材の育成と検討組織の人選を行い、事業の必要性についてさらなる検討を詰め、その結果そこで市街地整備を行うとの判断がされれば、関係者の皆さんを対象とした説明会を開催し、事業に対する同意を伺っていくこととなります。

議員のおっしゃられますとおりに、市街地整備事業の必要性について、総論には賛成を得れることはできますけれども、利害に直接かかわる各論となりますと、なかなか理解が得られないものでございます。

個別に理解を得ることは大変難しいことだと思われましても、まずは地域の合意形成を図ることが必要と考えておりますので、時間をかけてでもしっかりと地元の皆さんと調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

ちょっと今言われたこと、あれですけれども、私なりに私の考えていることでありますけれども、今言われたことと同時に、2011年3月11日に東日本大震災が、これは起きたわけでございます。それで、JRの北側のあれですけれども、震災前にこれは計画されたことでありますね。

ところが、今回は震災後の計画ということですので、人々の皆さんの考え方もいろいろ違ってきているかと思うわけでありまして。ですので、JR北の市街化というのか、それとはまた違った考え方、そういうようなことを進めていかないような気がするわけでありまして。

先般、愛知県が震災による被害予測結果を出されましたが、こうなりますともうますます市街化ということに対して難しくなってくるような気がするわけでありまして。ですので、私としては震災に強い、そういうまちづくりをしていくのだということも皆さんに訴えていかなければいけないような気がするわけですが、これに対してはどのように思われますでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

3.11の大変な震災被害がございました。当蟹江町の地区は全域そうでございますけれども、海拔ゼロメートル地帯でございます。今、議員がおっしゃいました蟹江今駅北地区につきましても、海拔ゼロメートル地帯で行われた区画整理事業、市街地整備事業でございます。

そんな中で、開発エリアにつきましては、最小の被害におさめるようなという考え方のもとで、例えば水害対策につきまして調整池を設ける、または駅北につきましては、全域あそこは造成されておりますけれども、宅地化されておりますけれども、基本的に道路レベルか

ら50センチ高くかさ上げした状態で造成がされております。

本日の議員の後の質問でも、旧蟹江高校跡地の利活用についてご質問がされておりますが、あそこもまた利活用を考えながら、防災に強いまちづくりを目指していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○5番 佐藤 茂君

どうもよろしく、ありがとうございました。

それでは、今言われましたけれども、2つ目に蟹江高校跡地に関してちょっとお尋ねいたします。

蟹江高校跡地に関してはいろいろ問題がありまして、昨日ですか、入札等も無事終わられたようで、ほっとしておるわけでありますけれども、ここは富吉南地区の市街化に向けて一番のかなめになってくるだろうと思いますので、よろしく願いいたします。

そして、蟹江高校跡地ですが、グラウンドも整備され、また、バックネット、フェンス等も新しくなり、見違えるようにきれいになりました。4月からは愛知大学がグラウンドを使い始め、学生たちが野球、テニス、サッカー等を始めているようであります。そして、これから西半分がどのように変わっていくのか、大変楽しみなところでもあります。

このようなことを言うのは私だけかもしれませんが、小さな場所から既にもう市街化が始まっているような感じがし、市街化というのは本当にこんなにも変わるものなのかと思うわけでありますけれども、そこでですが、このような場所をいつまでも蟹江高校跡地と呼んでいるのはいかかなものではないでしょうか。仮の名称として希望の丘広場、また、愛知大学は蟹江グラウンドと言っているようですが、何か別の名前といたしますか、呼び名はお考えでしょうか、お聞きしたいと思います。

○政策推進課長 黒川静一君

蟹江高校跡地の名称をどのようにするのかというお尋ねでございますが、蟹江町が管理する西側につきましては、名称を「蟹江町希望の丘広場」にしたいと考えております。希望の丘広場に希望の丘や芝生広場、バーベキュー炉、管理棟、こうしたものがあると考えております。

今後は、所管の教育委員会生涯学習課と運営方法について検討を重ね、平成27年3月議会に設置条例を議会に上程し、平成27年4月のオープンを目指してまいりたいと思います。

また、愛知大学に貸し付けをしている東側につきましては、愛知大学名古屋校舎蟹江グラウンドとして、既にことし4月より愛知大学の学生の皆さんの部活動などで使用しております。

以上でございます。

○5番 佐藤 茂君

ありがとうございました。

とりあえず「希望の丘広場」というような名称ということでございますね。よろしく願いいたします。

次に、先ほど言いましたけれども、愛知県による地震被害予測調査結果が発表されました。そして、蟹江町は最大震度6強として、液状化危険度は極めて高いという想定がされました。これは、過去地震最大モデルによる想定とうたっておりますが、そして地震により液状化が発生し、堤防が壊れるというようなこともっております。このことはテレビでもやっておりますが。

そこで、先ほどあれですけれども、希望の丘広場ということでありましたが、希望の丘広場ですが、地震が発生し液状化が起き、丘が崩れてしまうことにならないか、大変心配するところではありますが、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

○政策推進課長 黒川静一君

液状化が起きて丘が崩れてしまわないのかというお尋ねでございますが、日光川のしゅんせつ土はセメントをまぜることによりまして、堤防道路などにも使用するコーン指数400程度に強度を高めて使用いたします。そして、丘をつくっていくんですけれども、その上に再度土を盛ることとなります。また、盛り土は自然に崩壊しないような自然安定勾配で形成をするため、そもそもの地盤が液状化現象で地盤沈下しない限りは、丘が崩壊することは考えにくいと推測をしております。

○5番 佐藤 茂君

ありがとうございます。じゃあ、心配はないということで、本当によろしく願いいたします。

それでは、また、もし伊勢湾台風のときのように、もしですよ、水につかってしまった場合、蟹江高校跡地は高台があるということで、ヘリコプターによる救援物資等を運ぶ場所にもなるかと思いますが、このことはどのようにお考えでしょうか、お聞きします。

○政策推進課長 黒川静一君

ヘリコプターによる救援物資についてのお尋ねということでございますが、一帯が水につかっている場合でも、希望の丘の上部は浸水はしないものと考えております。よって、丘の上部や南棟の屋上へ救援物資を投下できる可能性はあると思っております。

仮に一帯が水につかっているような場合には、ヘリコプターが着陸できるような場所はありませんが、既に蟹江高校跡地は緊急時のヘリコプターの離着陸可能場所として指定をしておりますので、一旦水が引きさえすれば着陸も可能になってくるのではないのかというふうを考えられます。

以上でございます。

○5番 佐藤 茂君

ということは、水が引いてからということになるわけですか。例えば、物資等をヘリコプターで希望の丘等におろすということも、これは可能でありますよね。そういうことはできますよね、これは。

今、ごめんなさい。今の返答としては、とりあえず水が引いてからあそこにヘリコプターがおいて物資を運ぶと、そういう場所になりますよということですね。はい、わかりました。ちょっと申しわけない、ちょっと上がっております。

申しわけありません。じゃあ、次にいきたいと思います。

次に、蟹江高校跡地が希望の丘広場として完成した場合、門はどのようにされますでしょうか。蟹江高校跡地が広場、また、公園ならば、鍵をかけずにあけっ放しにしなければならぬでしょうし、施設なら鍵をかけないといけないだろうと思います。防災にまつわる施設と考えた場合、有事の際に鍵はかけてあると入れないことになってますが、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。よろしくをお願いします。

○政策推進課長 黒川静一君

希望の丘広場の施錠についてのお尋ねでございますが、施設管理の面だけを考えれば、鍵をかければよいということになりますけれども、避難場所であり、防災の避難施設であるということも考えれば、災害発生時に避難される人がスムーズに避難できる環境であることが必要でございます。

そのため、所管する教育委員会生涯学習課や防災などの関係課ともこの点についてよく協議をいたしまして、緊急時には避難される方がすぐに中に入ることができるような方法を含めて、今後、最善の方策を検討してまいりますのでございます。

以上でございます。

○5番 佐藤 茂君

それでは、そのようによろしくお願いいたします。

続きまして、別の利用方法として、少し小耳に挟んだわけですが、フットサルでの利用でございます。

蟹江高校跡地にフットサル場をつくる計画があるように思いますが、大村愛知県知事ですか、2020年に行われるフットサルのワールドカップを愛知県に誘致したいということをおっしゃっております。そして、蟹江高校跡地が候補に上がっているようなことも少し耳にいたしましたが、本当のところは——申しわけない。本当のところはどのようになっておりますか、よろしくお願いいたします。

○政策推進課長 黒川静一君

フットサルの利用についてのお尋ねということでございますが、現時点で蟹江高校跡地がフットサルのワールドカップの候補に上がっているということはありません。

新聞報道にもありましたように、愛知県では6月補正予算において、フットサルのワールドカップ誘致関連予算が500万円計上され、県内においてもフットサルの機運が高まることが予想されます。

町といたしましても、こうした状況や町民の皆様のご意見、ご要望等を総合的に勘案しまして、フットサルコートを含めたスポーツ施設整備の是非について、これから検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

○5番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

そう、やっぱりだめだと。フットサルのあれを利用して、うまいこと補助金もらってやるかなと、そういうこともちょっと頭にあったわけですが、これはだめだと、わかりました。

それじゃ、とにかく蟹江高校跡地は、市街化に向けて大変重要な場所になるかと思えます。愛知大学の学生たちが大勢蟹江に来ていただけるようになり、何かの形で学生たちの交流も含め、人が集まるようになれば町の活性化にもつながるだろうし、市街化を進めていく上にも大変プラスになるかと思えます。予算、また、諸問題等いろいろあるかと思えますが、大勢の人たちが蟹江高校跡地、希望の丘広場に遊びに行こうかと思えるような、そんなように仕上げていただければありがたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、市街化と農業の問題についてをお尋ねいたします。

蟹江町の農家の人たちは、ほとんどの方が兼業農家であります。ですので、生活には困らないわけでありまして。お米をつくる以上、少しでも生活の足しになればと米づくりにも意欲が出てくるわけでありまして、農家の現状としてはほとんどお金にはならない状況であります。今は年配の方々が大変元気でありまして、何とか米づくりをしておりますが、それでも私の地域でありますけれども、私に相談されに来る方々が最近少し多くなってきているように思えます。

それは何かといいますと、水田、田んぼでありますけれども、お年を召されて面倒が見れないと。水田の管理というのは、自分たちで管理するようになっております。本当にそれがなかなかできない状況になってきておるわけでありまして、後継者とかいろいろ理由はあると思いますが、とにかくもう最近多くなってきているように感じます。こんな状況で、果たしてこのまま米づくりというものをしていってもよいものかと考えさせられます。

親しい友人たち、また、地域の方々に少しずつ話をさせていただいておりますが、町内会の総会お折に市街化の話を少しさせていただきましたので、市街化の話をいたしますと、賛成、反対、どちらにも結構反応がありました。反対の方は、農地が減るのが嫌だと。逆に、

賛成の方は、もうすぐにでもやってほしいというふうに言われております。どうしてかというのと、前にも述べましたように、農業を続けるに当たり、さまざまな障害が生じてきているからであります。

まだ決まっておりますけれども、TPP（環太平洋経済連携協定）により、米とか麦、砂糖等は関税はそのままということではありますが、安い輸入米が入ってくるだろうと言われております。

また、政府は、減反政策というものを廃棄するよう検討されているようであります。そうになると、もう消費者にとっては大変よいことだと思われませんが、米の値段というものはずっと下がってしまうだろうと想像するわけでありまして、農家の人たちにとっては大変つらいものがあり、大変心配しているわけでありまして。

そこで、お聞きします。市街化と農業のバランスをどのようにしていこうかとお考えですか、お聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

それでは、お答えさせていただきます。

市街化と農地とのバランスについてというご質問をいただきましたが、蟹江町全体を捉えまして、市街地整備に伴うまちづくりの観点からお答えをさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

まず、既にご存じのことと思っておりますが、平成22年度に見直しをいたしました蟹江町都市計画マスタープランにおきまして、JR蟹江駅周辺、近鉄蟹江駅、富吉駅周辺の3地区につきましては、将来的に市街化拡大に向けた取り組みを検討する地域として位置づけられました。

この3地区に限らず、今後、蟹江町内における具体的な市街地整備計画の策定に当たりましては、基本的には地区内の宅地化を前提とした計画を進めることを想定しております。

特に、この3地区につきましては、鉄道駅の徒歩圏内という極めて交通の利便性にすぐれた地域でもございますので、土地利用の増進を図り、快適な住環境整備に重点を置いたまちづくりを目指していきたいと考えております。

しかしながら、土地所有者の方の意向や諸事情によりまして、営農を望まれ、農地を保全しながら整備事業を進めていかなければならない場合も想定されます。農地混在型のまちづくりも決して不可能なことではございませんが、田として農地を残す場合は、用水の給排水施設の整備など、農地を保全していく手だてが必要となってまいります。

選択肢の一つとして、農地を残しながら市街地整備を進める手法もございますが、最終的にはまちづくりの基本計画は土地所有者の意向をお聞きした上で、全体的な地区内の状況、宅地と農地のバランスなどを勘案して事業者が決定していくこととなります。

以上でございます。

○5番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

私は町会議員でありますけれども、このような立場になる前は本当に気にもしてなかったわけでありまして、余りにも家とか工場等、いろんな建物の間に農地があると、それがまたばらばらにあるわけでありまして。そうなってくると、農業に対する国の政策というのは大変受けづらいというようなことになるわけでありまして、他の市町村では、先ほど言いました減反政策というものでありますけれども、蟹江町の土地を全部合わせたぐらゐの減反政策ということをしておるところもあるようであります。

ところが、蟹江町というのはそんなわけにはいかんわけでありまして。ですので、大変本当に困難ではあるかと思いますが、蟹江町というのは——あんまりこんなことあれですけども、宅地化にしていくというのが本来のあれかなとは思っておりますが、このことに関してはどうでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

今、農地混在型が国の減反政策等々で、町の考え方はどうかというようなことだと思いますが、今ご答弁の中でも申し上げましたように、町としては市街地整備をしていく場合は、できましたならば、蟹江今駅北地区のように、全域埋め立てて宅地化していく事業を想定しております。よろしかったでしょうか。

○5番 佐藤 茂君

ありがとうございました。そういうことで、よろしく願いいたします。

次に、再質問ということで、特特事業のことについてお尋ねいたします。

特特事業、特定農業用管水路等特別対策事業のことではありますが、これは本当にもうまさに今始まるかとしておるわけでありまして、市街化と農地推進事業に関しては相反することではありますが、このことに関してはどのように思われますか、ちょっとお願いいたします。

○土木農政課長 伊藤保彦君

ただいまの特特事業の関係でございます。これは縮めて言っているわけでございますが、実際この事業は何かと申しますと、昭和46、47年当時に団体営の木曾川用水の関連の土地改良事業というものを実施しました。そんな中でパイプラインを引いたわけでございますが、どうしても当時のパイプには価格の安いものを利用しようということで、石綿セメント管を利用させていただきました。それが42年も経過してございまして、老朽化に伴い破損があったということで、今度、県営事業をもちまして、その石綿セメント管を今度塩ビ管等に変更する事業が採択されました。

それにつきましては、今年度平成26年度には実施設計を行いまして、平成27年度から事業化が進みます。事業化で進んでいくんであります。場所といたしましては愛西市と蟹江町が該当してまいります。全部の132.2ヘクタールの面積を順次やっていくわけでございますが、愛西市のまず大野地区、善太地区、それで順に大海用、鍋蓋というふうな形で進むと聞

いております。

事業主体は県でございますので、ただこのようにやっていくということだけでございまして、蟹江町が事業主体ではございませんので、これについてはその事業の内容はどういうことをやっていくかということは随時、毎年報告がございまして、それについて私のほうは聞き及んでいることを今述べさせていただきました。

以上でございます。

○5番 佐藤 茂君

ありがとうございます。

我々は市街化に向けて今、これから進めていこうということでもありますけれども、私も今の特特工事というものは前から存じておるわけでございますけれども、大変ちょっとこれも難しい問題であるかと思っておりますけれども、これからいろいろ話をさせていただいて進めていっていただきたいなど、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

それともう一つですけれども、蟹江今駅北のことですけれども、農地というものはあそこはありますでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

蟹江今駅北地区につきましては、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、全域宅地造成をして事業を進めております。この秋には換地処分を予定されている地域でございますけれども、基本的に換地計画上の数字を申し上げます。農地として、田んぼは1筆もございません。

今の状況ですが、計画上の数字で申しわけございません。畑として106筆、宅地として150筆、それから雑種地で24筆、合計280筆が今、換地計画の中で把握している数字でございます。ですから、農地として、畑としての農地はございます。

以上です。

○5番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

本当にこれから、我々、蟹江近鉄南地区を市街化ということでいろいろ話を進めていくわけでもありますけれども、私全くのど素人でございますので、皆さんの本当に知恵をおかりしないと……

(発言する声あり)

たまたまうちから出てしまったということで、いろいろ私も協力させていただきますが、皆さん方の知恵をおかりして進めていこうと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それじゃ、きょうはこれで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 吉田正昭君

以上で、佐藤茂君の質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。午後1時から再開します。

(午前11時38分)

○議長 吉田正昭君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 吉田正昭君

質問5番 山田新太郎君の「JR蟹江駅整備計画について」を許可いたします。

山田新太郎君、質問席へお着きください。

○6番 山田新太郎君

6番 山田新太郎でございます。

議長の許可を得ましたので、JR駅前整備計画について一般質問をさせていただきます。

まず、今回、JR蟹江駅整備計画について質問させていただくにつきましては、やっぱり蟹江町北半分の方々と言っははいけませんが、特に北半分の方々はJRの関西線蟹江駅の高架または橋上化について、非常に熱望をされております。特に、藤丸団地などは高齢化が進んで、蟹江駅のあの橋をです、横断する橋上の橋を渡るのが非常につらいと、何とか高架または橋上化していただいと、そこにエレベーターをつけていただくと、そのようになると非常に高齢化されている方たちの足に役立つということで、多くの方たちがぜひ高架または橋上化ということを望んでおられます。

それにつきまして、平成24年度に議員総会において、どのようになっているかという説明がありまして、この前も同じような説明があったんですが、この議場で、どのように進んでいるかをぜひ質問によって、蟹江町の皆さんにどのような進みぐあいなのかということを知っていただくために、私はきょう、このような一般質問をさせていただくつもりでございます。

だから、お答えになる方は、できるだけ細かく現状を報告していただいと、蟹江町民の皆さんが、なるほどそこまで進んでいるのかという理解ができるように説明をお願いいたします。

まず、平成24年度でJR東海の関西線について、関西本線蟹江駅における自由通路新設及び橋上駅舎化に関する基本計画調査業務をJRのほうに委託をされておられますが、JRのどの部署の誰とこの話を進めておられるか、まずお聞きします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

平成24年度に実施いたしました関西本線蟹江駅における自由通路新設及び橋上駅舎化に係る基本計画調査業務につきましては、東海旅客鉄道株式会社総合企画本部開発部と協議を進

めてまいりました。

以上でございます。

○6番 山田新太郎君

今のように、JRの部署名がはっきりしたわけですがけれども、今後、そこがどのように動いていくのか注視していきたいと思っております。

それで、過去にこの議場において、JR蟹江駅を高架にするのか、それとも橋上化にするのかについて、特に名古屋市との合併を進めておられる方は、名古屋市と合併すれば高架になると。だから、名古屋市と合併を進めるんだというようなこともここで発言されておるわけですがけれども、今回、平成24年に自由通路及び新設及び橋上駅化に関するということで委託をされているわけですね。

ということは、蟹江駅を高架にするということは諦めたように見えるんですが、むしろ諦めたというか、中断したというか、なくするというか、言いかえれば、名古屋市との合併もないというようにとれるんですが、とりあえず今、橋上化にするという方向に進んでおられるに当たって、高架にならないわけですから、それはなぜ、どのような経路で高架にしないという結論に至って、この橋上化をするという方向にいったんですか、説明をお願いします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

JR蟹江駅へ北側からもアクセスできる手法の一つに、今、議員がおっしゃったような鉄道の高架化、よくいいます連続立体交差事業と言われるものですがけれども、ございます。

確かに、こうした方法もございますが、莫大な事業費のほとんどを各地方自治体が負担しなければならないこと。また、この事業は近隣市町ですね、ここでいいますと名古屋市さん、愛西市さんになると、津島市さんも絡むと思うんですがけれども、そうした近隣の市の協力も必要になることから、JRとのこれまでの協議の中でも高架化についての計画はございませんでした。しかしながら、駅北側周辺の新しいまちづくりを進め、今後、にぎわいのある地域へさま変わりし、駅利用者もますますふえることは間違いございません。

そんな中で、JR蟹江駅利用者の利便性や、区画整理事業を行っておりますが、この事業効果を高めるためにも、JR蟹江駅へ北側からアクセスできる手だてとして現在、駅南側に整備した駅前広場を自由通路で結び、駅の橋上化を検討することになりました。

以上でございます。

○6番 山田新太郎君

今、確認ですがけれども、高架はしないということよろしいですね。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

今ご答弁させていただきましたように、高架についての計画協議はしておりませんでした。ありません。

○6番 山田新太郎君

今のを聞いていただいでわかりますように、高架にはしないと。橋上駅化について、今後一本化して進んでいくという町の方針がはっきりしたわけですが、ここでちょっとお聞きしますが、平成24年4月26日に橋上駅化に関する基本調査業務を委託するということで予算をとっておられるんですが、まず費用は幾らをとられたんですか。

それから、この基本調査業務という中身ですね、それを町民の皆様にも理解できるように細かく説明をしてください。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

この基本計画調査につきましては、実は昨年、平成25年6月議会の全員協議会で経過報告としてもご報告させていただいております。

今、議員からご質問のございました費用でございますけれども、平成24年度当初予算には2,000万円を計上させていただきました。その後、JRと委託業務を結ぶに当たって、最終的な精算額でございますが、1,828万5,867円でございます。ですから、業務委託費としましては、この金額をJRのほうに支払いをいたしました。

業務の内容でございますが、これも既にご報告としては差し上げているつもりではございますが、改めまして内容をご説明いたします。

基本となる調査でございますと、まず現状がどういう状況なのか、蟹江駅周辺の今の現状ですね。現状を調査するという基本調査ということで現況測量、これは平面及び断面測量、それから地質調査です。ボーリング調査と言われるものですが、地質調査を行いました、全体の計画、ざくっとした計画を一式委託したものでございます。

業務内容につきましては以上でございます。

○6番 山田新太郎君

ということは、当初計画した2,000万円で、既に済んだのが1,828万円が終わったわけですね。終わった場合には、成果品として、ここにある資料によりますと、計画概要説明書、それから地質調査報告書、それから測量報告書、基本計画図（案）、5番目として平面横断測量図（基準点測量を含む）という資料を成果としてJR側が提出することになっておるんですが、これは提出されましたか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

この業務につきましては、平成24年度業務として行いましたので、もう過年度業務でございますので、成果品としての受領もJRから受けております。

以上でございます。

○6番 山田新太郎君

そこで、一町民として心配なんです、ここに書いた5つの調査項目についての報告書が公の場所には今のところ出されておらないわけですが、本来なら1,828万円も使ってこのような成果が出るということですので、これを皆さんに公開して、これが1,828万円の

内容ですよというようなことを、少なくとも議員、それからどこかに掲示して自由に見ていただくというようなことが僕は必要だと思うんですが、それがなされましたかね。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

議員のおっしゃいますように、成果品といたしましてこの当時J Rから受けておりますのが計画概要説明書、それから地質調査報告書、測量報告書、基本計画図（案）、平面横断測量図——これは基準点測量を含むものでございますが、一式の納品を受けております。

前の議会のほうでも、この件の公表に関しましてはちょっとお答えをさせていただいた記憶がございますが、簿冊で測量成果、基準点がどこでというもので、成果品としては受けてございますが、皆さんに公表する趣旨のものではない、性格のものではないというふうな解釈のもとで公開はしておりません。

ただ、こういったことの業務の内容、成果につきましては、当然のことながら議会のほうにも適宜報告させていただいておりますし、蟹江町には情報公開条例が制定されておりますので、情報公開条例に基づく開示の請求手続がなされた場合には公開資料となりますので、ご理解ください。

以上でございます。

○6番 山田新太郎君

今、次長のほうからの報告で、この資料を公開条例に基づいて公開するのはやぶさかではないと、それに反しない限りはですね。今の時点で本当は私たちは見たいんですけども、部長、産業建設部長さん新任で、今ここにおられるんですけども、多分、勉強熱心な方なので目は通されていると思うんですね。だから、部長は新任で、素人の目で当然確認されておると思うんですが、部長の私見で結構ですので、それを見られた結果として、一町民の立場で、結果が1,800万円相当のもので、それに相当する結果が含まれているかという判断をですね、あくまでも一町民として見た結果をご報告願えるとありがたいんですが。

○産業建設部長 上田 実君

それでは、私のほうから答弁させていただきます。

私が4月に異動してまいりまして、こういったいろんな諸問題があるということで話は聞いておりました。

今回ご質問のあります詳細設計、設計書のほうの成果品の確認をしたかという問いについてでございますが、簿冊としては、先ほど次長のほうが説明しておりますように、3冊の簿冊がございます。簿冊の名称を言うなれば、地質調査というものが1つあります。もう一つには、測量成果簿というものがああります。次に、計画概要説明書という、3種類の簿冊から成り立っております。

3種類の簿冊の中を見させてもらったんですが、最終的には自由通路及び駅舎の配置図というようなことで、案がA案、B案、C案という3案が書かれておりました。ただ、そのの

案で蟹江町は今後どうしていくんだよというところはまだ決定はしてございませんが、そういったものが出ております。

そういった成果品につきまして、部長の意見をということで聞かれておりますが、私がそういったものを見た中で、妥当かどうかというようなところだと思うんですけども、これはもちろんJRの透明化につながるということになるわけですが、このような自由通路や駅舎を推進している各自治体は蟹江町のみならず、愛知県、岐阜県、静岡県、各市町16団体実はございます。こういったところの担当者が集まって、そういった成果品なんかの意見交換等をする機会もございます。そういった機会を踏まえながら、蟹江町は委託したJR、JRといたしましてはJRは指定をしております業者ですので、町といたしましても、私といたしましても、妥当なものだ、適切なものだというふうに判断をいたしております。

以上です。

○6番 山田新太郎君

ありがとうございます。

今の時点では、私も見させていただいておりませんが、後日、いつの日かそういう機会も来ると思いますが、この場では、部長が素人ながらですね、あそこにつかれてまだ日も浅いもんですから、その目で一生懸命見られたと思いますので、この場はそれまでにさせていただきたいと思います。

素人的な全く一般人の感覚ですけども、単純に家を建てることを考えればわかるんですが、家を建てる決めて、自分でお金も準備をして、それから設計図屋さんに会って、基本的にどうしましょう、ああしましょうという打ち合わせをするのが一般だと思います。

ところが、その契約済んでいるかどうか知りませんが、突然とこうやって橋上駅舎化に関する基本計画の調査をJRに委託をしておるんですが、素人的に考えると、もう橋上化をする、内々には意思の疎通があって、契約の方向に向かっているように思うんですが、現時点で橋上化をするという契約書または覚書書がJRとの間で結ばれているんですか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

議員おっしゃるとおりに、JRとの協議のもとに今、自由通路と橋上駅舎化を進めようとしております。

段階的プロセスでございますけれども、冒頭申し上げたように、基本計画調査の中では、まず現況の状況を調べるところから始めるということで基本計画調査業務を実施いたしました。そのプロセスごとに段階ごとにJRのほうと確認書と協定書を結びながら業務を進めてまいっております。

ですから、最初の基本計画調査業務のときに確認書から協定書を締結し、また、これから進める業務の中でも同じようなことで、確認書、協定書という流れでいくわけでございますけれども、ただ、JRの橋上化を目指した検討するための協議資料の作成という位置づけで

ございますので、基本的にJR蟹江駅を橋上化するための事業合意を認める、いわゆる本契約というものではございませんので、ご理解ください。

以上でございます。

○6番 山田新太郎君

今、非常に重大なことですが、とりあえず業務上、今のような説明がなされておるんで、次にも同じ内容を質問しますので、ここはそれまでにします。

それで、次に、平成26年度の予定として、JR蟹江駅自由通路（橋上駅）概略設計委託費予算というのが計上されておりますが、これも先ほどと同じように、町民の方にわかるように、幾らの金額を予定されて、どのような内容を委託されるのか、より細かく説明をお願いします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

ちょっと説明がダブるところもございますけれども、蟹江町だけにあらず、どの橋上駅を目指しているところもそうでございますが、橋上化する場合は、まず第1段階としまして現状の調査——先ほど申し上げました基本計画調査でございますけれども——から始めます。

その次の段階としまして、その計画調査で得たデータですね、結果に基づいて自由通路の設計、電気設備、共同物などの検討から施工方法の検討、全体計画の計画図、デザインなどを検討し、概算ではございますけれども、全体の事業費を算出する、今現在行っております概略設計業務がございます。

この業務でございますけれども、25年度の6月議会に実は補正予算で債務負担行為議決ということで、全体事業費3,300万円のうちの200万円を計上させていただきました。今回、当初予算の中で2,900万円、26年度分として予算を計上させていただいておりますが、まだ25年度から26年度にかけて継続して行われている業務でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○6番 山田新太郎君

確認ですけれども、今の説明ですと、この概略設計に関して約3,300万円が予定されて、去年200万円がそのうちもう使われましたという説明でよろしいですね。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

決算がまだ議会のほうには報告されておりませんが、25年度分の予算として200万円を予算計上させていただきましたが、25年度もう終わっておりますので、JRにする精算金額も固まっております。その金額として正確な金額を申し上げるならば、189万8,840円、これが25年度分の概略設計事業費、委託金額でございます。

○6番 山田新太郎君

ここに資料もあるんですけれども、概略設計のほうでも自由通路概略設計、電気設備、土

木施工、全体工事費、工程表まで作成するとなっているんですね。一番初めの基本設計と比べて、何かわざと書いたような内容で、どちらかという、素人から見ると、わざと2回に分けて書いているだけで、ほとんど重複しているように読もうと思えば読めちゃいますので、この違いはですね、担当者として一番重点的にこの辺が違うよというようなことがあると思いますが、それを明確に一度してください。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

何回も同じような答弁をするようで恐縮でございますが、基本計画調査の中では、現況の蟹江駅の状況をまず調査させていただきました。その結果が業務の成果として24年度に出されました。今、25年度、26年度にかけて行っております業務は、その結果に基づき、詳細な設計、前段階の概略の、例えばエレベーターをつけるのか、どこにつけるのか、それから自由通路は何メートルにするだとか、橋上駅の大体の構造はどういうふうにするだとかといったものを検討しながら、概略設計を今進めているものでございますので、基本調査設計と概略設計は段階的な次の段階の業務としては全然違うものだということをご理解ください。

以上でございます。

○6番 山田新太郎君

あくまで素人の話ですので、今、説明があつたんですが、きょうはその説明で納得させていただきますけれども、この経過報告についてですけれども、ここの最後のところに、26年度以降どのように進むかということが書いてあるんですが、そこで覚書書をつくって、都市計画の変更手続をして、3番目に詳細設計をすると書いてあるんですね。つまり、(自由通路)橋上駅調査、駅舎工事設計などというふうに今後進むわけですね。

もし、当然橋上化するということが契約で結ばれた場合には、くどいですがけれども、全く同じことをやるということが書いてあるんですね。だから、私は、例えばもう契約が済んでいるなら、基本設計だろうが概略設計だろうが、一緒くたにして本設計の中に含めて一般的にはやられると思うんですね。

ところが、これわざわざ基本設計をやって、概略設計をして、うまくいったら本契約をすると。そのときには当然、技術者のメンツもありますので、設計図も全て作り直しますよということなんですね。

簡単なことといえば、今ここで単純な資料だけで、基本設計、それから概略設計、これ単なる呼び水なんですね。だから、言葉悪いですよ。担当者怒らないでほしいですけども、これ無駄銭だと僕は思うんですね。多分、一般の家を建てる人がこんなことやって、何やっておるんだという話になるんですけども、これ民間だったら当然担当者は首ですわ。完全に降格です、こんなことやっていたら。だけど、町はこういうことが当たり前に通るみたいで、非常に不可思議でなりません。

わざわざ概略設計をして、基本設計をして、最後に本設計をすると。この一番初めにやり

ましようとおつたら、省略できるんですね。省略できる数、今だけで3,300万円プラス1,800万円ですから、約5,000万円ちょっとですわ。それが、担当者怒っちゃいけませんよ。無駄金なんですよ、これ。本契約を結んだら、それは参考にするという言葉はきれいですよ。だけど、本設計を必ずやるわけですね。だから、こんな無駄をやっていいんですかね。

町民の皆さん、事実をはっきり認識してくださいね。基本設計をやって、概略設計というものをやって、もし万が一ですよ、こんなもん。契約結ばれるかどうか、はっきりしませんよ。しているならもうしていますよ。

ここで、僕はこれは非常に無駄だと思うんですが、担当者の方も来られて日も浅いんですので、あんまり僕も追及したくないんですけども、やっぱり僕も町議会って何なのか、議員って何なのか、それはですね。血税ですよ、これ。皆さんの血と汗で稼いだ金で税金を納めていただいているんですね。その血税が無駄になってはいけません。それをチェックするのが議会ですよ。それをチェックするのが議員の仕事なんですよ。

JRの方もこれ、最後にはビデオかなんかで聞かれると、このビデオを見たりされると思いますが、一般の民間経営の会社だったらこんなこと絶対許しませんわ。だから、僕は無駄だと思いますが、志治次長もそこへ来られて日も浅いもんですから、これ以上あんまり追及もしませんけれども、担当者として私の意見を、あんまりきつく私も言ってらんですよ。自分の私見で、無駄にならないということをお話されると思いますが、話してください。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

改めて全体の流れをご説明した上で、ご答弁させていただきます。

部長も先ほど、他府県、他市町の話がされましたが、実は東海4県でJRと橋上駅を計画しております自治体が集まりまして、定期的に勉強会、情報交換会等を行っております。そんな各ほかの自治体もそうでございますが、どの自治体もJRと最初に基本計画調査、まず協議を調べてからですが。協議を調べてから基本計画調査、概略設計、それから一番肝心となるのが事業合意です。先ほど、議員がおっしゃられた一般にいう本契約に当たるものになると思います。

今回の概略設計の段階で、ある程度この計画しておるJR蟹江駅の自由通路・橋上化が絵としてでき上がってまいります。概算事業費も出てまいります。そうしたものをやっていくに、事業成果を検証して、もう一回検討を深めて事業化に取り組むということを町の方針として決定したら、事業合意をJRと結びます。それで、協定を結びます。

それから都市計画、自由通路は都市計画決定しなければなりませんので、都市計画の諸手続のほうに入ります。それを同時に進めながら、JRとは今回、今、議員がおっしゃられております詳細設計ですね。詳細設計は、すみません、ちょっと用意したペーパーを読みますけれども。

概略設計の段階で全体的な計画案が示されることとなりますので、詳細設計では調査設計

の内容を精査した上で、材料等の使用や構造物のグレード、配置などの細かな部分での調整を行って、最終的に自由通路及び橋上駅舎化の設計書として完成するものでございます。その完成した詳細設計で出された設計書に基づいて工事が始まっていくというようなこととなります。これはどの自治体も一緒でございます。

そんな中で、無駄にならないようにということでお話がございましたので、今後、計画の実現に向け、前向きにJRと協議を進め、お互いの合意形成を図りながら、事業の実現に向けて事業を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をさせていただくようによろしくお願いいたします。

○6番 山田新太郎君

ありがとうございます。

とりあえず、無駄にならないように、生かせるように、今後、JRと話をしてください。血税であることを特に担当者の方には伝えてください。

なぜ、僕がこういうことをですね、志治次長さんも困っておられるんですが、聞くかという、過去に蟹江町は、今須成線ですね、あれを何とか高架またはアンダーで通すという計画がありましたんで、アンダーだったと思いますが、それが何年に計画をされて、設計図もつくられたと聞いておりますが、その設計図の費用、幾らかかったか、ここで明らかにしてください。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

過去の記録を調べましたところ、町道今須成線のJRをまたぐ高架——当時はアンダーでございましたけれども——事業につきましては、平成7年12月議会の全員協議会のところで経過が報告されておりました。

その主な内容としましては、平成2年度にJRと高架に係る計画協議を結び、平成5年度にアンダーとしての設計委託費4,139万9,000円でJRに設計を委託したということが報告されております。

以上でございます。

○6番 山田新太郎君

今聞いていただいたように、今須成線は平成7年でしたかね、アンダーで通すということが町議会で決まって、それでそれに基づくアンダーの設計図が4,000万ちよいかかっておったわけですね。今、今須成線どうですか、何も行われていませんよ。その当時のままなんです。

だから、平成7年につくられたであろう設計図、当然、約20年近くたっているわけですから、今そこをやるにしてもですよ、当然その設計図は、部品だとか全てが変わっておりますので、もう使えないと僕は思うんですね。だから、無駄だとは言い切りませんよ。まだやれる可能性もありますが。

ただ、僕は今回の蟹江駅の橋上化もこれになることを、このように今須成線がアンダーで設計図までつくって、4,100万円ずつつくって、JRとも合意した上で、まだできていないんですよ。これの二の舞になることを、僕は一番心配しているんです。だから、今後、JRの本音をよく聞いて進めていただきたいと思いますと思うんですね。

現時点では、JR蟹江駅橋上化に向けて5,100万円ほど、予算が実施されたもの、計画されたもので5,100万円ほどです。それにプラス駅前広場の概略設計費として500万円、合計約5,600万円今費やされようとしているんですね。

だから、過去の経験を踏まえ、慌ててこれ、JRに一生懸命踊らされてやる必要ないですから、あくまでもリーダーシップは、小さな蟹江町といえども力を発揮して、対等に交渉に臨んでいただきたい、そのように思っております。とにかく、無駄にならないようお願いをしておきたい。

再度聞きますけれども、合計5,600万円使われようとしているんですね。くどいですが、今の時点で橋上化する契約はするかと考えておられると思うんですが、契約はまだ済んでおりませんね。その辺をちょっともう一回、くどいですが、同じ言葉でいいですから説明してください。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

議員おっしゃられましたように、予算上の金額も含めまして約5,300万円ほど、24年度から26年度にかけて、JRのほうと業務契約を結んで進めております。

そんな中で、先ほども申しましたように、この恐らく6月いっぱい工期でございますので、6月の下旬には概略設計の成果がJRのほうから出てきて、確認ができると思います。その出ました概略設計の中身を再精査した上で、橋上化に向けてどうするかという判断をした上で事業合意という形になりますので、これからまだまだやるべきことはいっぱいあります。

以上でございます。

○6番 山田新太郎君

皆さんも、リニア新幹線について、JR東海の対応の仕方、連日のように最近、テレビでニュースで報告されています。蟹江町とJR東海と比較した場合には、相手は大横綱です。蟹江町は生まれたばかりの子供に等しいですよ。何やっても動きませんわ。JR東海の姿を見ておればわかるでしょう。

国会が名古屋から大阪までの金を全部出すと、無利子で出すと。どうぞ使ってくれと、国会議員がみんな頭下げてやっているんですね。JR東海、どうやって応えていますか。やりませんで、はっきり言っていますよね。それだけJR東海は強いんですよ。

東海道線と新幹線、これだけで大黒字なんです。言っちゃ悪いですが、国鉄のOBの方が言ってみえますわ。JR関西線、ほとんど力入れる必要ないですわなど。そういう世

の中なんですね、現実には。関西線に平行して近鉄が走っているわけですよ。関西線に力を入れ過ぎると、近鉄、わかりますね、言葉は言いません。どのようになるか、わかりますね。同じ運輸業者として、JRさんも近鉄さんには気を使っておみえだと思うんです。

ただ、ここではっきりしておきたいのは、JRは幾ら金積もうと絶対動きませんよ。それを肝に銘じて、この交渉を進めてください。だから、今、約5,600万円が使われようとしているんですね。

相手の——悪いですけれども、志治次長も、当然部長もですけれども、悪いですけれども、営業の経験は浅いと思いますね。僕が同行していったら、させてほしいんですけれども、雰囲気わかりますよ。本当にやる気があるのか、ないのかは、1時間一緒におらせてもらったらわかりますよ。

一般の民間会社だったら、こんな悪いですけれども、これ高級料亭に毎日連れていっておるようなもんですわ。いいですか、京都の一力茶屋、1人10万円以上払わなあかんですよ。それをやっているに等しいんですよ、これ。物すごい多額の交際費を使っているに等しいんですよ。それを肝に銘じ、これを無駄にははいけません。

それには、はっきりと言えればいいですよ。JRのトップは、幾ら金を積まれようと、名古屋から大阪までの工期は早くしません、はっきり答えているんですよ。ところが、あなたたちの会っている部署の方たちは、言っちゃ悪いですよ、引っ張っているだけにしか私思えませんよ。腹の中ははっきりしていますよ、今。今度行ったときに、本当はいけませんよ、相手失礼ですから。やるんですかだけは雰囲気をつかんでください。

別にこれ、きょう、あすやる必要ないんですよ。いろんな事情変わるんでしょう。それに合わせて進めていけばいいんですよ。今、JR東海、オリンピックが開かれたことによって、関西線まで見る力なんてないから、多分幾ら慌てたって、オリンピックが終わるまでは動かないと思いますね。慌てる必要ない。約3,300万円、まだ使っていないなら、相手の目を見て、ゆっくりと使ってください。来年度に繰り越してでもいいですよ。そんなもん相手の担当者はわかっていますよ。ただ言わないだけです。それを肝に銘じ、営業活動とは言いませんが、勧誘活動を進めてください。

くどいですがけれども、内閣が決定したこと、無利子で全額貸すと言っているにもかかわらず、JR東海はそれを断っているんですよ。それを踏まえて、蟹江町の目は志治さんと部長、その2人の目しか、その言葉しか私たちはわからないんですよ。その全権を委ねているお二人の目が曇っていたら、これから言いなり放題ですよ、これ。もっともっと違う形で設計図だ何だって言ってきますわ、はっきりしていますよ。

JRは大きな会社ですよ。子会社がありますよ。極端なこと言って、この担当者の方見とおられると思いますがね。悪い言葉で言えば、天下り先に今成果を持っていっている、こういう汚い言葉で言ってもおかしくないと思いますよ。

だから、あくまでも、横綱を相手にしている、自分たちは生まれたばかりの、向こうから見たらそんなもんですよ。それをよく肝に銘じ、血税が無駄にならないように、今後の勧誘活動というか、営業活動というか、しっかり肝に銘じてしていただくことをお願いして、きょうの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 吉田正昭君

以上で、山田新太郎君の質問を終わります。

質問6番 伊藤俊一君の1問目「都市計画・土木行政に係る現状と進捗状況を問う」を許可いたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きください。

○7番 伊藤俊一君

7番 伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして「都市計画・土木行政に係る現状とその進捗状況を問う」と題しまして質問させていただきます。

いろいろと大原議員並びに今質問いたしました山田議員と重複したり、意見の違うような、思いの違う部分が多々あるかと思えますけれども、お許しをいただきまして、質問をさせていただきます。

私は幾度となく、JR蟹江駅周辺の整備並びに北の改札口の設置について質問をしてまいりました。

本町地区においては、がちゃぽんとオークワの出店により、本町5丁目の信号より北への拡幅は少しはされましたが、なかなか北への買収が進まない現状であります。

JRとの約束で、東郊線の踏切をつくるときの確認書に、踏切を立体交差化までの暫定措置としてつくるが、早期に立体交差できるよう蟹江町は努力をすることと、平成3年9月25日に約束をしておりましたけれども、簡単に立体交差にできるはずもなく、JRとの約束が長年にわたりまして果たせず、今日に至ってしまっておるわけでございます。

JRに対しお願いに参る、何をJR側に言われようと、何としても危険な踏切を回避するため、歯を食いしばって頭を下げ続けてこられた町長初め担当課の方々の努力によって、踏切拡幅の明かりが見えてきたことにほっとしつつも、まだまだ難問が幾つかありますので、気を抜かずお互いが努力し合って、危険な踏切、不便な改札口がよりよいものになるように願いつつ、質問をいたします。

JR蟹江駅整備計画についてでございます。

昨年度、JRに概略設計業務を3,365万円計上され、委託をされましたが、現時点での状況はどうなっているのをごさいますでしょうか。いろいろ山田議員にもお答えになったようでございます。しかし、テレビに、町民がいろいろ関心事の問題でございまして、重複いたしても構いません。いろいろと詳しくご説明をいただきたいなど、そのように思っております。

よろしく願いいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

まずもって、重複する回答になるかもしれませんが、お許してください。

現在、JR蟹江駅の橋上化に向けた協議をJRと行っておりますが、具体的な可能性を確認するため、平成25年度6月議会で債務負担議決をいただき、昨年度と今年度にかけて概略設計業務を実施しております。

昨年度、25年度からの引き継ぎ業務でございまして、この6月末までを業務期間としておりますが、順調に業務も遂行されまして、この6月下旬には成果品が確認できるものと思っております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

ありがとうございます。

そういたしますと、概略設計業務の成果、いわゆる内容でございまして、これについて詳しくご説明いただけるとありがたいと思います。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

平成24年度に現況測量や地質調査といった基本計画調査を実施いたしまして、概略設計の内容としましては、この基本計画調査の成果データをもとに自由通路の概略設計、電気設備、構造物の概略設計及び構造検討、設計図、計画図、デザイン等の検討や、全体的な概算工事の算出等の業務を行っております。

先ほども申し上げましたとおり、6月末日までの業務となっておりますので、まだJRから成果品の受領は受けておりませんが、納品後、業務成果をまとめ、早い時期に議会のほうにもご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

そうしますと、現在、北側には現状に合わせて駅前広場、いわゆるロータリーができ上がっておりますが、橋上駅（自由通路）を整備した場合、現状のロータリーがそのまま利用できるか。変更があるようなことになると、無駄になってしまうというようなこともありますが、その辺の機能についてお伺いをいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

議員もおっしゃいましたように、現在、JR蟹江駅北側には土地区画整理事業の施行に合わせて駅前広場を整備し、暫定的ではございますが、ロータリーとしての機能を有しております。この先、橋上駅としての整備計画が進んだ場合、現在の駅前広場が駅整備計画そのものの支障となることはございません。

しかしながら、駅前広場内の一部を工事ヤードとして使用することが想定されております。

橋上駅（自由通路）完成後は、駅前広場もリニューアルされまして、これまでと同様にロータリー部分の用地は確保できますので、バスや乗用車も安全に利用していただくことができ、新しく生まれ変わりますJR蟹江駅にふさわしい蟹江町の北の玄関口として、さらなる町の発展の一端を担うことと期待をしております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

ありがとうございます。

以前にも、そのロータリーについては心配をしておりました。家も建ち、店舗もできて、いろいろとテナントの募集したりやっておられる。そんな中で、この設計がそこを外れたような設計になってきますと、本当にロータリーの周り、一等地でございます。そういったところが今までどおり、予定どおり計画がされるというようなお話でございますので、安心をいたしました。

続きまして、東郊線の踏切の拡幅計画についてでございます。

平成25年9月議会に東郊線踏切道拡幅概略設計業務委託料の補正予算が計上されました。その結果どのようになりましたのか、ちょっとお聞かせをいただきたい。

○土木農政課長 伊藤保彦君

それでは、東郊線踏切道拡幅概略設計業務の結果についてお答えをさせていただきます。

昨年12月議会でもご答弁させていただきましたが、設計業務委託料は283万5,000円ございました。ジェイアール東海コンサルタンツと契約をしております。

この業務は、JR関西本線蟹江構内付近の東郊線踏切内における歩道設置、車道拡幅をするための踏切概略設計と、その設計の基礎資料を得るために現地測量を行い、道路構造令等の法律を遵守した中でコンサルとJRとの協議、打ち合わせをした中で報告書、成果品を納めていただいております。

一応検討案としましては、3案ほどいただいております。これにつきましても、あくまでも概略でいただいておりますけれども、中身としましては、分岐器の前端からの離隔を見るだとか、用地買収の面積だとか、沿道の家屋への影響はあるのか、ないのかだとか、道路改良の区間長はどうなのか、余剰地をどうするのかといったような、そういった中で3案ほど回答をいただいております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

ありがとうございます。

次に、東郊線の踏切が拡幅をされるということになれば、東西どちらに広げられるのか、比重がどちらに多く置かれるのか、ちょっとお尋ねをいたします。

○土木農政課長 伊藤保彦君

お答えをさせていただきます。

検討案におきましては、分岐器前端からの離隔を確保いたしまして、名古屋方面へ拡幅する案となっております。これは、踏切の両側に直線区間を設けまして、緩やかな曲線で現況道路へすりつけることで、交差点内の安全性を保たれる案でございます。

この業務結果を踏まえまして、今後はJ R東海との計画協議に向けて調整を図ることとなりますが、廃止踏切の掲示が条件であることは変わってございません。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

次に、J Rとの協議で、ほかの踏切の閉鎖が東郊線の踏切の拡幅の条件だということに聞いておりますけれども、閉鎖する踏切はもう決まっておるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○土木農政課長 伊藤保彦君

結論から申し上げますと、決定してございません。12月議会で伊藤議員から、踏切閉鎖については慎重かつ丁寧に筋道を通すようにという要望もいただきました。

そんな中で、住民の皆様が日ごろ利用されております踏切の閉鎖をするということでございますので、今までにも通行調査は実施してございますが、直近での通行調査を行い、現在も平日の調査は済んでございますが、今週日曜日にもまた日曜日の通行調査を行う予定をしてございます。その結果を踏まえまして、J R東海の踏切名でございますが、蟹江川踏切と八ヶ島踏切のどちらかを廃止することとしております。

町としましては、7月末までに廃止踏切を決めまして、早い時期に廃止踏切を利用されていた地元周辺の町内会の皆さんに報告したいと考えております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

なかなかはっきりと、どこの踏切を閉鎖するということは確かに言いにくいと思いますが、大体めどを立てて、いろいろと事を進めてみえるんであろう、そんなふうに思いますけれども、一日も早く地域の方々に説明をされるということがまず第一歩であるというふうに思うわけでございます。

やっぱり、踏切の拡幅の話がJ Rとある程度目鼻がついてきた。しかし、閉鎖する先がめどが立たんということでは、それこそ先ほどの山田議員の質問ではないけれども、余分な予算を使ったにすぎんということになりかねんわけでありまして、そういったことのないように、一つずつ丁寧に事に当たっていただきたいし、これは急がなきゃなりません。

今、課長が7月だと、7月末までには何とかめどを立てて云々というお話ありました。そんなペースで、ひとつ事に当たっていただけるとありがたいな、そんなふうに思っております。

す。

次に、今須成線の道路整備計画についてであります。4月30日に今須成線道路整備にかかわる地元説明会が、先ほども、大原議員からも午前中にありましたけれども、説明会がございました。その説明会の内容ですね。何事もなく、無事に済んだのか。どのような意見が出たのか、そのようなことも含めて、何か説明できることがありましたらご説明をいただきたい。

○土木農政課長 伊藤保彦君

失礼いたします。

大原議員の質問でもお答えさせていただきました内容と重複いたしますが、お許しをいただき、ご答弁申し上げます。

4月30日に須成区の役員さん、関係議員、土地改良区、地権者、川西の住民の皆様にお集まりいただきまして、昨年度、用地測量が完了したこと、官民界の境界がそこで確定しましたので、同じくして昨年度実施しました道路の路面性状調査測定を行った結果に早急に修繕が必要であること、さらに過去に痛ましい事故が3件ほど発生していることを踏まえまして、歩道設置が急務であると説明をさせていただきました。

そんな中で、町の計画は12メートルでということで最初計画はありますというお話の中で、先ほどの急務であることがありますから、道路管理者といたしましては緊急に整備をさせていただきたいということで、10メートルの中で東側に歩道設置することで皆様に了承をいただきました。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

概略そのようなことで、ほかにもちょっとややこしい質問があったわけですが、それはほんの一部のことで、概略説明会にご参加いただいたほとんどの方が賛成をされまして、このことに一日も早く当たってほしいということでございます。

とにかく、痛ましい事故があった。町長がお答えにはなりました。課長は人身事故と、今、痛ましい事故という言葉が使われましたけれども、死亡事故が3件、その地域において起きておりますので、とにかく急いで拡幅をしていただきたい、歩道設置をしていただきたいということを重ねてお願いをするわけでございます。

そのようなことで、今須成線の延長線、いわゆるこれは須成七宝稲沢線という名称の中で、ずっと点滅信号から東へ、俗に言う天王線もこの須成七宝稲沢線ということでございます。そういったところに関しても、大原議員も言われましたけれども、ぜひともそこについても拡幅をぜひお願いがしたい、そういうふうに思っております。

これにつきましては、重複はいたしますけれども、私からも須成区長にお願いをし、数カ月前には課長のもとに陳情書が出されている、そういうふうに理解をしておりますが、間違

いございませんでしょうか。

○土木農政課長 伊藤保彦君

ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの大原議員と重複はいたしますが、よろしく願いいたします。

点滅信号から天王橋へ県道須成七宝稲沢線でございます。愛知県の管理でございますが、須成区長さんのほうからも、非常に交差点で危ないところだということで要望書が出てございます。

先ほども申しましたが、道路幅員は7メートルほどで、南側に擁壁で立ち上げて、側溝が敷設されてございます。歩道部分は、南側はよろしいですが、北側につきましては路肩となっておりまして、非常に土地改良区の水路にすぐ落ちるような状況になってございますので、愛知県と調整を図りながら安全対策について要望してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○7番 伊藤俊一君

ありがとうございました。以上で、1問目の質問を終わります。

○議長 吉田正昭君

以上で、伊藤俊一君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「老人の憩の場である温泉施設を早急に対応せよ」を許可いたします。伊藤俊一君。

○7番 伊藤俊一君

7番 伊藤俊一です。

2問目の「老人の憩の場である温泉施設を早急に対応せよ」と題しまして質問をさせていただきます。

平成26年第1回蟹江町議会定例会の施政方針において、町長は「高齢者サービスの提供に向けて、今後の施設のあり方を検討してまいります。」と、施政方針で述べられました。

この施設というのは、老人福祉センター分館（憩の家）、老人福祉センター本館の老朽化に伴い、大規模な改修工事または建てかえが必要になると、そんな思いで述べられたと思いますが、そういったことにつきまして質問をさせていただきたい。

初めに、老朽化に伴い、大規模な改修工事または建てかえが必要になりますが、億単位の予算が必要になってまいります。全員協議会でお聞きはいたしましたけれども、再度お聞きをいたします。

利用状況についてであります。1日当たりの利用者が300名ほどで、週に2回から3回以上の利用者が約8割、アンケート調査結果や対象年齢60歳以上の人口が約1万1,000人であることを考えると、入浴施設利用者はごく一部の人たちに限られております。

しかし、施設の老朽化や混雑を避けるために利用されない人もあり、潜在的な利用者が一

定数は存在するものと思われましての説明がございました。老人福祉センター分館（憩の家）の利用者のデータとの比較で、潜在的な利用者が一定数存在すると言われたのでしょうか、お尋ねをいたします。

○高齢介護課長 橋本浩之君

お答えいたします。

60歳以上の人口は、平成12年に7,363人、平成24年度には1万761人となっており、3,400人の増となっています。また、老人福祉センターの利用者は、本館、分館合わせて、平成12年度は12万9,583人、平成24年度では12万9,168人となっています。60歳以上の人口は3,400人ふえておりますが、利用者は横ばいとなっております。

施設の許容能力がいっぱいの状況で運営していることでもありますが、週に複数回利用する人の割合が高いことから、利用していない人もあると判断しています。

平成25年度には分館の一時休止もありましたが、24年度と比べ1万6,000人減となっていることもあり、潜在的な利用者はあると判断しました。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

ありがとう。

改修はせずに、何かよい策があると、6月3日の全員協議会で承りましたけれども、いま一度、どのような策をお考えか、お尋ねをいたします。

○高齢介護課長 橋本浩之君

お答えします。

先般の全員協議会の場所において、現時点における町の考え方についてご報告させていただきました。内容は、老人福祉センター本館、分館ともに大規模な改修をする場合に、概算で分館1億円以上、本館で2億円以上の費用が必要であると説明し、分館については事業再開を行わず廃止、廃止後はできる限り早い時期の取り壊しについて検討しますとご説明を申し上げます。

本館については当面、現在の運営を継続しますが、近い将来、大規模改修が必要となると想定されることから、町の財産である温泉を安定的かつ継続的に利用していただくため、入浴事業を見直し、尾張温泉の入浴施設利用に対する補助制度創設について早急に東放企業と協議を進め、協議がまとまり次第、議会へ報告させていただきますとご説明申し上げます。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

6月11日、きのうですか、長寿会の役員会、役員の方を集められて説明されたと、こんなようなことも含めて説明をされたわけですか。わかりました。

次に、私は以前から、地域の長寿会の方に申し上げてまいりましたけれども、今も課長か

らもお話ありましたように、尾張温泉の東海センター、いわゆる株式会社東放企業さんと早急に協議を進めていただきまして、のんびり、ゆったりと温泉につかっていただくことができたらよいと考えて、いろいろそのような話をさせていただいてまいりました。ただし、利用者の方にはある程度のご負担をいただくということが必要であるということも、重ねてお話をしてまいりました。

数億の改修費をかけるより、また、建てかえをするよりも、建てかえをするとなると数倍の費用がかかりますので、東海センター、いわゆる東放企業にお願いをするが一番得策ではないか、そのように全員協議会でも申し上げたところでございます。

やはり、先ほどの課長の答弁にも含まれておりましたけれども、できるだけ1つの補助事業として前向きに考えていきたい、そんなような答弁がありましたけれども、町長のお考えはいかがでございますか。

○町長 横江淳一君

伊藤議員の質問にお答えをしたいと思います。

今までの話し合い、6月11日の話し合いは大まか、今、担当者がさせていただきました。全員協議会でもお話しをいたしましたとおり、この件につきましてはほかの議員さんからもいろいろご質問をいただいております。もう築30年、35年、分館のほうが早かったわけでありまして、老朽化に拍車がかかっているということにつきましては、毎年毎年の点検の中で確認をさせていただいております。ただ、それがいつ使用が不可能になるのかということにつきましては、大変申しわけなく思っておりますが、予知ができかねました。

急なことでありましたけれども、浄化槽がオーバーフローして、機能が一挙に低下をしてしまったということで、佐屋川に対して汚染水が流れるということを含めて、緊急停止をさせていただいたわけでありまして、それが分館であります。

本館につきましても、決して良好な状態ではなく、これも毎年の点検で、配管は長年の使用の中で、腐食も含めてありますが、老朽化になっておりまして、管が相当傷んでおります。また、浴室のカランにおきましても、半分は使えない状況になっているのも事実であります。タイルの目地のひびも相当あったということも現地確認をさせていただいております。本館についても延命についてはできる限り、少額なものについては毎年やらせていただいていた、そういう状況がここ数年続いておったということをもまずご理解をいただきたいというふうに考えてございます。

そんな中で、東放企業さんが運営いたします尾張温泉さんの観光ホテル並びに演芸が昨年度相次いで中止をされました。親会社であります東海ラジオの社長さんにもお話をし、蟹江町の今後の考え方、そして東放企業さん、東海ラジオさんの考え方も含めて昨年度お聞きをしてまいりました。

ただ、これは、東放企業さんにおかれましても、年間大体20万人から22万人ぐらいのお客さんが来ておったのが、ひょっとするととんでもない数字に落ち込むのではないかというような危惧もされておったようでもあります。また、本体の放送会社のほうも、アナログからデジタルという大きな流れの中で、相当の資本投下をしなきゃいけない。そんな中で、東放企業に対してはなかなかそれも難しいということも聞いておりました。それを踏まえて、社長さんも交代をされたということで、今後の東放企業さんのあり方もしっかり聞かせていただきまして、今後、どのように入浴者の数が推移をするか、そして東放企業さんの演芸並びに観光ホテルが終わった後の入場者数も注意して推移を見守っておりました。

また、それと同時に、どれくらいの人数の方がどの時間帯に、なおかつどの方面から来るかという調査も今現在、継続をしていただいております。それは、近い将来、蟹江町が来るであろう福祉センターの老朽化、仮に建てかえを考えた場合の一時的な避難場所としてそこを使わせていただく。ただし、向こうも企業体でありますので、あくまでも利益追求ということがございます。

ですから、時間帯のあいたところしか町民の皆さんに使っていただけない、それではちょっと、非常に申しわけない状況が続くので、一度、どのくらいの時間帯があいているのかということも含めて今、調査をしていただいている最中でありまして、それがしっかりまとまりましたら、我々といたしましても、今回の本館の使用状況を見ながら、そして今後新たなリニューアル施設が要るのかどうかということも含めて、早急に検討させていただきたい。

でも、これも余り時間がないということも十分わかっておりますので、もうしばらくお時間をいただき、9月議会というのはちょっと難しいかも知れませんが、東放企業さんの答えを待って、また皆様方に予算措置が要るようなことでありましたら当然お話をさせていただきますし、全員協議会の中でもご説明を差し上げたい、こんなことを思っております。

長寿会の皆様方には、時あるごとに温泉事業については、これは決して中止をするものではないと。ただ、やり方としては、形はどんどんどんどん変わっていくことはご理解をいただきたい。高齢化社会に向かって、60歳以上の方がもう1万人をはるかに超して時代、65歳以上の方に至っても、もう8,200人を超している状況、そんな条の中の蟹江町の包括ケアシステムの中にぜひともこの温泉事業、お湯の施策もしっかりと組み込んでいきたいというのが私の考えでありますので、そのところにつきましてはまた議員各位のご理解賜りますようによろしくお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

○7番 伊藤俊一君

ありがとうございました。

以上で、2問目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 吉田正昭君

以上で、伊藤俊一君の質問を終わります。

質問7番 安藤洋一君の「防災訓練を再考せよ」を許可いたします。

安藤洋一君、質問席をお着きください。

○4番 安藤洋一君

4番 清新 安藤洋一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、これからがシーズンの大雨や台風がやって来る前に、防災訓練について少し質問をさせていただきます。

ただ、最近、非常に防災については関心が高くて、いろいろな地域でさまざまな工夫を凝らした防災訓練などが盛んに行われておりますので、それはそれとして、私なりの考えを述べさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

ことしは早くも、去る4月30日水曜日に降り始めから午前10時までの総雨量が、蟹江町では4月の観測史上最多の110ミリを記録し、その日の中日新聞夕刊の第1面に載っていました。しかも、見出しに蟹江町の町名入りで載ったり、テレビのニュースでも報道されたために、またまた水害のイメージが広く行き渡ったような気がします。

私のところにも親戚縁者から、心配の電話が何本か入るような始末でした。さらに、この6月に入ってからも、4日から九州や四国で避難勧告や土砂災害警戒情報が発表されるような、低気圧の影響によると思われる非常に激しい雨に見舞われました。また、その一方で、北海道では内陸部の富良野市で平均気温がふだんですと25度以下のこの時期に、35度を超える猛暑日になるなど、日本列島全体の気候が、ちょっと前までのよく言われる日本特有の穏やかな気候風土というものから、ちょっとかけ離れてきているような気がします。

世界中でも今、海面上昇や豪雨、洪水、干ばつなど、気候変動が叫ばれておりますが、そんな中の1つに見舞われているのではないのでしょうか。

もう、1年を通して、いつ大雨や洪水が起こってもおかしくはない気候に変化してきているように思います。さらには、それに追い打ちをかけるかのように巨大地震や、それに連動して起こる津波や地盤の液状化などの天災も懸念されております。

それを裏づけるかのように、つい先日の5月30日に愛知県から「南海トラフ巨大地震の発生時に予想される県内の被害についての調査結果」、ちょっと長いんですけども、これが発表され、翌日の中日新聞に大きく掲載されました。

なお、それに合わせたわけではありませんけれども、来る6月22日日曜日に学戸小学校区連合会の主催による防災学習会が開催されます。ちょっとこれは宣伝ですけども、またよろしくお願ひします。

内容は、まさしくその核心に迫るものとお聞きしておりますので、お時間のあります方はぜひご参加願ひたいと思います。

そういったことを踏まえまして、防災訓練、その中でも特に避難訓練についてお伺ひします。

まず初めに、確認ですけれども、昨年8月25日に予定されていた地域防災訓練が雨天のために中止となりました。これは、どういう判断からだったのでしょうか、お聞かせください。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

では、地域防災訓練が雨天中止になるのはどういう判断からかというご質問でございますが、地域防災訓練を中止をする場合は、大雨注意報もしくは大雨警報、また洪水注意報、また洪水警報等が発令されていて、訓練に危険を及ぼすおそれがある場合に本部長——町長でございますが——判断により中止にいたします。

しかしながら、今後は、注意報でございまして訓練を実施していただくよう代替の訓練等も計画をしていただき、訓練を実施していただくよう推奨していきたいと考えております。以上でございます。

○4番 安藤洋一君

ありがとうございました。

今お答えをいただいたわけですが、自然災害は天候や時間、季節などに関係なく襲ってきます。実際に災害に遭われた地域を初め、最近では多くの地域で、雨の日でも真剣に避難訓練、防災訓練が実施されております。雨や悪天候は、逆に訓練の絶好のチャンスと受けとめてはいかがでしょうか。

以前から雨天中心になる避難訓練を不思議に思い、疑問に思っていました。もうこの辺で形式や体面、行事のためだけの訓練はやめましょう。実のある訓練をするためには、それなりの覚悟が必要な時期に来ているような気がします。

もちろん、参加される町民については、それぞれの体調などを考え、自己責任で参加、不参加を決めていただくわけですが、主催する側、指導する側にはやり遂げる覚悟と勇気が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

天候にかかわらず、真剣に避難訓練をとというご質問だと考えます。

まず、時には、避難訓練でも交通事故等により大けがをすることがあります。実際に災害が来たとき、パニックになってふだんではあり得ないことをしてしまう人もいます。万が一のときに自分の体を守るために、各自で避難経や経路や避難方法などを知ることが大切だと思います。より現実的な訓練を取り込み、実践的な訓練をしたいと考えております。

それなりの覚悟が必要な時期に来ているという議員からのお答えでございましたが、そのようなときということで、今も災害のときパニックになるということもあるかもしれません。そういうことも考えて、実践的な訓練をしていくということを考えておりますので、お願いをしたいと思います。

○4番 安藤洋一君

ありがとうございました。

次に、先ほど申しましたし、言うまでもなくご承知のとおり、自然災害は天候や時間、季節等に関係なく襲ってきます。それなら、その環境を進んで体験することもこれからは大切なことではないでしょうか。

雨天などの悪天候を選んで訓練するというのは、なかなかめぐり合うことも少ないので、現実的ではありませんが、時間や季節はこちらから選ぶことができます。考え方を一歩進めて、真夜中や真冬にも積極的に避難訓練を実施してみることはできないでしょうか。

消防団の年末夜警などはそれに近いものであると思いますが、その対象範囲をもう少し広げて経験してもらおうということでもあります。真夜中や真冬ですと、一般町民を対象にすることは難しいかもしれませんが、関係者を中心に経験を積んでいくことは、これからいざというときに重要になってくるのではないのでしょうか、お答え願います。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

真夜中、真冬でも訓練をというご質問でございます。

今年度、かにえ防災減災の会と協働支援事業にて、避難所体験を計画しております。こちらは、親子防災体験学習というようなことを考えております。こちら、体育館などを使用しまして、そういう親子での防災体験をしていただくということも1つ計画をしているところでございます。

また、今後、旧蟹江高校の避難所が完成されれば、そこを使用して避難所体験訓練というものも実施したいというように考えております。

以上でございます。

○4番 安藤洋一君

ありがとうございました。

次に、今お答えいただいたこととも少し重複しますが、防災訓練の都度、その避難所に備蓄してある器材、非常食や毛布などの確認作業を役場の担当者と、それから地域の役員や当日の一般参加者等を交えて行うのはいかがでしょうか。そのときに、その避難所の開設担当者にも参加してもらい、連絡手段の確認、開設行動訓練も同時に行うというものですが。

といいますのも、実は昨年9月4日の記録的短時間大雨情報が出されたときのことであります。このとき、蟹江町では最大1時間に77.5ミリ、降り始めからの総雨量115.5ミリという大雨が降り、たしか避難準備情報が出されたと思います。それを受けて、私の近所の方が早速図書館に自主的に避難に行かれたものですが、図書館の扉は開かず、人影も明かりも全くなかったという連絡をいただきました。自主避難をする場合には、役場に電話連絡をという文言を広報か何かで読んだ覚えはあるんですが、避難準備情報が出された時点でそれは必要でしょうか。もうその時点で避難所は受け入れ体制も準備を始めるべきではないでしょうか。

そして、そのとき慌てることのないよう、訓練に組み入れてはいかがでしょうか。それが官民一体となった実のある避難訓練と言えると思うのですが、いかがでしょうか。

すみません、もう少しあります。

また、これも先ほどの31日付の中日新聞からですが、液状化は徐々に被害が出るため、長期化に備え、相当量の備蓄品が必要になるということとか、そもそもの指定された避難所がそれにふさわしいのかどうか、使用に耐えられるのかどうかの再検討も迫られることになるという記事もありましたので、一緒にお答え願います。

特に、図書館などは、私の住んでいるそばの蟹江町図書館ですけれども、川に向かって避難するような感覚があり、その近隣地域の住民の皆さんにとっては、それも不安材料の一つであります。それらを踏まえて、ご答弁お願いいたします。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

では、避難所の開設訓練をし、あわせて備蓄品の点検ということについてでございます。

今年度、地域防災訓練にて、舟入小学校で避難所開設、備蓄品の点検及び取り扱い訓練を実施をする予定でございます。

先回、図書館のほうに避難所ということで、避難準備情報が出されたときにご近所の方が行かれたということでございまして、その際には役場への連絡をということでありましたが、実際に9月4日19時40分には避難準備情報を町のほうは出してございます。その際には、我々町職員のほうは中央公民館、体育館、分館、民俗資料館、図書館、また、各小・中学校において避難所の開設ということで避難準備情報の対応をしてございました。

大変議員のお近くの住民の方には申しわけございませんが、図書館につきましても、職員のほうはいたものの、たまたまちよっと鍵があげていない、また、そういう明かりがついていなかったというようなことで、住民がすぐに入れるような準備体制が少しおくれていたということで、この場をかりておわび申し上げます。

今後、そのようなことが絶対ないように、また防災訓練など、先ほど言いました避難所の開設、備品の点検、そういうものを住民の方、また開設者、担当者、そういう者も参加をして実施をしていきたいと思っております。

また、今後、ほかの小学校につきましても実施をしていきたいというように考えております。こういうものにつきましても、各それぞれの地域、学校単位、小学校単位で行っていくということが大変大切なことにもなっていくのではないかと考えております。

以上でございます。

○4番 安藤洋一君

ありがとうございます。

やっぱり、そうですね、地域主導とはいえ、やっぱり音頭をとっていただかんとなかなか動けませんので、ぜひそういう各地で訓練をお願いしたいと思っております。

それから、本当にその地域に住んでいる方は、やっぱり真剣ですので、行って何の対応もないと、本当に大丈夫なんだろうかという不安にかられますので、ぜひとも俊敏な動きがとれるような実践的な訓練、これからも繰り返しお願いしたいと思います。それで、1回だけではだめですので、毎回毎回繰り返し行って、もう十分わかっとなるでええわというぐらいにまでやり続けないと意味がないと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、防災訓練の実施の伝達はもとより、実際の各種警報や避難情報の伝達手段の多様化について、早急に対策をお願いいたします。

これにつきましても、今年の9月16日の台風18号が接近した際、雨よりも風が非常に強く、このとき流された同報無線からの言葉が全く聞き取れないという苦情が数件、私のもとに寄せられました。平常時は何ら問題がないように見えても、実際の非常時には全く用をなさないことがこれで露呈したわけであります。

しかしながら、単純な音だけであれば聞き取ることはできますので、この際、同報無線は緊急時はサイレンを鳴らすのみとして、ラジオやほかの情報取得手段のスイッチを入れる合図の役割に特化し、緊急放送受信ラジオ等の町民への貸与、配布等の充実を図り、情報伝達手段の多様化を早急に図ることが先決と考えますが、いかがお考えでしょうか。よろしくお願いいたします。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

まず、情報伝達の多様化、こちらを早急に図ることが先決と考えるがどうであるかとのご質問でございます。

今年度、災害時要援護者を対象に、補助つきで防災ラジオを配布いたします。今後も、情報伝達の手段の多様化というものを当然図ってまいりたいと考えております。

防災ラジオの配布要件でございますが、災害時において町民などに適切な防災情報をより確実に伝達するために、緊急放送を受信することができる防災ラジオ、こちら一部負担500円をしていただくことにより配布をするということで考えております。

この配布ラジオにつきましては、AM、FMラジオが受信できて、防災機能を備えたラジオでございます。補助対象の世帯というものにつきましては、満65歳以上のひとり暮らし世帯、満75歳以上の高齢者のみで構成されている世帯、また、要介護者、精神障害者、保健福祉手帳の1級または2級、療育手帳A級判定の属する世帯、また、児童扶養手当を受給している母子家庭世帯など、そのような世帯ということで考えております。

また、同報無線のところの緊急時のサイレンを鳴らすのみという先ほどのご質問でございますが、本来、蟹江町の同報無線のサイレンは、パターンというものがございまして、サイレンをパターンするときですと、近い火事の場合、これ避難勧告であります、3秒鳴らして2秒あけて、3秒鳴らすと、こういうとき避難勧告のときに、近くが火事ですよというように、避難してくださいというパターンのときにそういうサイレンを鳴らします。また、

出動の応援のときなどに関しては、5秒鳴らし6秒あけて、また5秒鳴らすなど、火災警報については30秒ずうっと鳴らして6秒あけて、また30秒鳴らすというようにありますので、大きな警戒宣言につきましては45秒など長い時間鳴らすというような格好になります。

単純に緊急時サイレンを鳴らして、こういう避難準備情報ですよというようなこと、お知らせはしたいんですが、なかなかそのようなパターンというのがございませんので、ほかの多重化ということでありまして、防災情報のメールなども登録をしていただきながら、ラジオ、テレビそれぞれの情報でお知らせをしたいというようにも考えております。

また、各町内会におきましては、サイレンというか、同報無線のかわりに移動局の無線もお渡しがしてございます。そういうものを利用しながらお知らせをしていくというようなことも図っていきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○4番 安藤洋一君

ありがとうございます。

今のサイレンのパターンというのは、あれですね、関係者向けになると思うんですね。私もちょっと認識不足で申しわけないですけども、そのパターンというのよくわかってないんですけども、関係者に音で知らせるのもいいんですけども、やっぱり町民、一般住民の方が本当に、もう何しゃべっとるかかわらんとかなんとかという苦情が非常に多かったもんですから、町民の方にわかりやすくするために、何かそういうサイレンにつきましては、こうしました、ああしましたということをちょっと決めていただくといいかなと思いますね。

関係者には、サイレンもさることながら、さっきおっしゃった無線とか電話、そういった手段もあるわけですから、一般に広く知らしめる同報無線の活用方法としては、やっぱり一般町民向けにわかりやすい方法をとっていただくのがいいかなと思いますので、その辺もう一遍、何かいい方策はないか考えていただけるとありがたいと思います。

地域防災訓練は、それぞれの地域の事情もあり、あくまでも地域主導で行うことが大切ではありますが、その趣旨、骨格プログラムは行政がきちんと指導されることが望ましいと思われま。蟹江町として、統一された伝達連絡手段、判断基準、行動規範を広く町民に知っていただく責任があると思います。

そして、実際の状況に役立つ有意義な防災訓練、避難訓練を指導していただくために、繰り返しになりますが、腹を据えた覚悟と万全の備えを整えていただくことを願って、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 吉田正昭君

以上で、安藤洋一君の質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。午後3時から再開します。

(午後 2時40分)

○議長 吉田正昭君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時00分)

○議長 吉田正昭君

質問8番 松本正美君の1問目「高齢者の介護・医療・生活の支援対策を図れ」を許可いたします。

松本正美君、質問席へお着きください。

○1番 松本正美君

1番 公明党の松本でございます。

今、議長より許可をいただきましたので、1問目の質問「高齢者の介護・医療・生活の支援対策を図れ」を質問させていただきます。

最初に、介護予防事業についてお伺いをいたします。

2000年4月に介護保険制度が始まりましたが、制度の当初に比べ介護保険事業特別会計の予算は大きく伸びています。本町の介護保険事業特別会計の26年度予算は約19億円です。介護保険事業が平成12年4月から始まり、1年後の平成13年3月末での被保険者数は5,023人で、要介護・要支援認定者数は393人でありました。平成26年3月末の被保険者数は8,542人で、要介護・要支援認定者数は1,253人であります。要介護・要支援の認定者数で見ると、介護保険が始まった当初よりもふえているところであります。

本町でも今後ますます要介護認定者数の増加が予想される中で、介護が必要とならないよう予防することが最大の最も大切なことであります。

そこで、介護予防の目指すところは何かといえば、身心の機能の改善や環境の調整を通じて高齢者の生活機能の向上や地域社会への参加を図ることにより、一人一人の生涯にわたる生きがいある生活、自己実現、QOL（クオリティ・オブ・ライフ）の向上を目指すものであります。

現在、本町が取り組んでいます介護予防事業はどのようなことがあるのか。本日は議会中継がされておりまして、多くの住民の皆様も見てみえます。住民の皆様の中には、介護予防事業の内容についてまだ知らない方もたくさんおると聞いております。住民の皆様にもよくわかるように、具体的にお示しください。

そして、あわせてお伺いしますが、また、過去取り組んできました介護予防事業が介護給付費の抑制にどれほどの効果があったのか、まず町当局へお伺いいたします。よろしく願いします。

○高齢介護課長 橋本浩之君

現在、本町が取り組んでいる介護予防事業はということでございます。

介護予防事業とは、要支援・要介護に陥るリスクの高い高齢者を対象にした二次予防事業

と、活動的な状態にある高齢者を対象としてできるだけ長く生きがいをもち、地域で自立した生活を送ることができるようにすることを支援する一次予防事業で構成されています。

一次予防事業には、65歳以上で介護サービス利用がない方を対象として、地域で生き生きと過ごすために、運動機能向上のため「暮らしの動き教室」、こちらのほうはご自宅でできる簡単な体操、それと閉じこもり・認知症予防のためでございますけれども、「元気アップ教室」、こちらのほうは歌、絵、手紙、気功、ミュージック等でございますが、各ふれあいプラザで実施をしております。

また、二次予防事業には、二次予防事業の対象者把握事業として、65歳以上の方を対象に「お元気度チェック」、こちらのほうは生活機能評価ともいえますけれども、こちらのほうを実施しております。国の基準により、対象者に教室を案内しております。教室は包括支援センターに委託し、「おたっしや教室」、それと「実践飲む呑む教室」を実施しております。

それと、2問目でございます。

介護予防事業が介護給付費の抑制にどれほど効果があったかということでございますけれども、具体的に介護給付費の抑制に効果があったという数値は、申しわけございません、ございません。

しかし、暮らしの動き教室では、数年来参加されている方たちが参加当初より体がしっかりしてきた、二次予防事業を終了した人が一次予防事業の暮らしの動き教室に継続参加されている人もいて、「効果があったと実感している」と事業担当者のほうから聞いておりますので、一定の効果があったと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

介護予防事業で一番大切なのは質の向上だと、このように思うわけなんです、特に本町の高齢者の皆さんから聞くことには、介護予防事業をあることを知らないという方が結構みえるんですね。それで、魅力的なプログラムも少ない、そしてメニューを覚えるための程度の回数をふやしてほしいとの要望も多く聞いております。特に、本町でも介護予防事業を知らない方が多いということでもあります。

特に、地域包括ケアセンターも東西にあるわけなんですけれども、この東西にある包括支援センターも、本当に相談内容を知らないということも結構お聞きしております。そういう意味から、介護予防事業の普及、PR活動はどのように考えているのか、少しお聞きしたいと思えます。

○高齢介護課長 橋本浩之君

PR不足であるというお話でございますが、確かに知らない方がみえるということはPR不足であると思っております。ただ、暮らしの動き教室につきましては、定員に近い状況と

なっておりますので、今後は各町内会単位で地域ボランティアの育成を通じて、ボランティアによる普及拡大を図っていきたくて思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

介護予防事業についてで最大のやっぱり問題点は、物によってもあると思うんですけども、出席率をどう高めていくかというのは今後の課題だと思うわけなんですね。特に、先ほどの介護給付費の抑制ということでも、一部にはそういった効果もあったみたいなお話があったわけなんですけれども、今後、こうした介護予防事業の検証、また検討、終了後のフォローアップなどは今後大事になってくるのではないかなと、このように思います。

これについては、部長のほうにちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○民生部長 佐藤一夫君

介護予防事業についてのお尋ねでございます。

これは、ただいま担当課長が申し上げましたとおり、いろんなところで予防事業を行っておりますのと、それから地域包括支援センター等を通じましても相談を受けたりということを行っております。

ただ、この点もおっしゃいましたとおりであると思いますが、メニューについてはここ数年来そんなに変わっていないというのも現実であります。今後は、いろんなメニューを取り入れたりというようなところで、さらにいろんな方に興味を持って参加していただけるような、そういった形で広げていきたいというふうに今考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○1番 松本正美君

どうか、蟹江町の住民の皆様が本当に興味を持って臨んでいただけるような介護予防事業に取り組んでいただきたいなと思います。

次に、ロコモの介護予防対策についてお伺ひいたします。

いつまでも元気な足腰を維持したい。近年、介護予防の観点からロコモの予防対策が注目を集めております。

ロコモとは、骨や関節、筋肉などの運動機能障害のため、立つ、歩くといった移動能力が低下し、寝たきりや介護が必要になる危険性が高い状態を指します。人間の骨や筋肉の量は、20から30代でピークを迎え、40代以後は加齢とともに減少していくものとされております。

このことから、ロコモは誰しもがなる可能性があります。ロコモになると、歩行時などに膝が痛む変形性関節症や骨がもろくなる骨粗しょう症、加齢で骨が変化して腰痛になる変形性腰椎症といった病気を発症しやすくなるものであります。

厚生労働省の国民生活基礎調査によれば、要支援・要介護になった原因の約23%が骨折や

関節疾病といったロコモに関係する病気であります。ロコモは、脳卒中21.5%や認知症15.3%と並んで、介護予防を阻む三大要因の一つであります。

日本人の平均寿命は、男性で79.55歳、女性で86.30歳を記録しておるところであります。一方で、健康で自立した日常生活を送れる期間を指す健康寿命は、男性で70.42歳、女性で73.62歳であります。平均寿命の差は10年ほど開いているところあります。骨や筋肉は、適度な運動を行い、カルシウムやビタミン、たんぱく質などの適切な栄養をとることで、強く丈夫に維持することができるのであります。

健康寿命を伸ばすためにも、ロコモを予防していくことが求められております。このロコモは、運動や食事、生活習慣を見直すことで、予防や改善が期待できるのであります。

本町でも、介護や介助が必要になった要因に転倒、骨折や脳卒中、認知症などが上位に挙げられております。高齢者の転倒防止のための健康体操や、地域でのふれあいサロンなどによる認知症予防のための取り組みなどが行われております。町民の皆様からは、歩いて通える場所で介護予防教室などに取り組んでほしい。また、介護予防が一時的な取り組みで終わるのではなく、現在取り組んでいる介護予防の検証するなど、自立した生活を送れるような介護予防に継続して取り組める仕組みづくりに取り組んでほしいとの要望を多く皆様からお聞きするところであります。

町内に住む高齢者の生活のライフスタイルも変わっており、健康維持のため継続して就労する人や、サークル活動等で外に出て動き回る人は、みずからの健康管理ができておりますが、仕事やサークル活動をやめた途端に身心ともに機能が低下するケースも見受けられるところであります。

本町でも、今後も介護を必要とする高齢者が急激にふえていくことを考えたとき、身心の機能を低下させないためにも、ロコモの予防対策は重要な取り組みではないでしょうか。本町でも、介護給付、医療費の負担を軽減するためにも、ロコモ予防対策としての普及、予防啓発など、ロコトレの講習会の開催など、ロコモ予防対策に取り組む考えはないか、お伺いいたします。

○高齢介護課長 橋本浩之君

ロコモ予防対策に取り組む考えはないかということでございます。

ご指摘のように、ロコモは寝たきりや要介護の主な要因でございます。メタボや認知症と並び健康寿命の短縮、寝たきりや要介護状態の三大要因の一つとなっております。ふだんから椅子を立ったり座ったりするスクワットや、関節の曲げ伸ばしなど、テレビを見ながらでも少しずつ体のいろいろなところを動かすことで予防できると言われております。

一次予防事業の暮らしの動き教室では、家庭でできる体操や転倒防止などの指導を、健康運動指導士、健康づくり推進員の指導のもと取り組んでおり、講話の中で運動機能の啓発をすることで予防につながると考えています。

二次予防事業の暮らしの動き教室では、理学療法士の指導により取り組みをしており、継続して取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

介護予防教室に蟹江町は取り組んでおられるわけなんですけれども、蟹江町の住民の皆様からは、介護予防教室に歩いていける、また町内地域でこうした介護予防支援を行ってほしいという声を多数いただいております。だから、そういう意味からも、介護予防教室を歩いていけるような、そうした地域でのコミセンなどで歩いていける場所に取り組めないか。藤丸なんかでも、地域で取り組んでみえるところもあります。そうしたところを蟹江町でも多くつくっていただきたいなど。

特に、ロコモトレの講習会でよく言われるのは、筋トレの要するにトレーニングもしっかりやっていたきたいということをよくお聞きするわけなんですけれども、蟹江町は筋トレのトレーニングのそういった教室というか、トレーニングはやっているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○高齢介護課長 橋本浩之君

健康づくりリーダーや介護予防の関係の人材の取り組み、それから皆が歩いて通える場所での取り組みについてというお話だと思います。

それにつきましては、今後、町内会単位の組織でボランティアによるサロン運営、高齢者の地域参加による活動が必要であると考えております。人材の育成は重要な課題でありますので、早急に対応すべき課題と考えております。

それと、先ほどの筋トレができる施設がどこかにあるのかというお話ですけれども、一次予防事業の中で健康運動指導士、健康づくり推進員も指導しておりますので、器具等につきましては体育館というお話になってくるかと思うんですけれども、暮らしの動き教室の中ではそのような健康運動指導士の指導のもとに実施をしております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

蟹江町におきましても、リーダーがやっぱり健康リーダーというのは必要ではないかなと、このように思うわけなんです。やっぱり、地域でそうした介護予防の事業をやっていく上においても、教室をやっていく上においても、そういった健康リーダー、県が今推進しています健康づくりリーダーだとか、また、介護予防アドバイザーの養成だとか、蟹江町としてももしっかり取り組んでいただきたいなどと思います。

特に、蟹江町におきましては、認知症に対するサポーター養成講座も行われておるわけなんですけれども、このサポーター養成講座に参加された方が何人ぐらいいたのだろうか。また、要するにサポーター養成講座に参加された方がそうした介護予防の役割を担っているの

かどうかなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○高齢介護課長 橋本浩之君

介護支援サポーターについてでございます。

蟹江町地域支え合い体制づくり事業委託をNPO法人介護研究会笑に委託をしております、地域介護支援サポーターの養成を平成24年度から実施しております。年3回養成講座を実施、3回出席した者に修了証を出しております、24年度につきましては修了者は42名、25年度の修了者は27名となっております、現在、69名の修了者となっております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

介護の今言いました養成講座に参加された方が、蟹江町のやっぱり次のリーダーとして取り組んでいただけるといいかなと思うわけです。今、課長のほうから話がありましたが、そうした取り組みはまだされていないということですかね。よろしいですか。

○高齢介護課長 橋本浩之君

蟹江町地域支え合い体制づくりの中で修了証を出してみえる方についての活用はされているかというお話ですけれども、修了者を使った事業というのはやってございません。

以上です。

○1番 松本正美君

ぜひ、そういった取り組みもしていただきたいなと、このように思います。

先ほども伊藤議員のほうからお話がありましたが、温泉の活用ということで、やっぱり今回は高齢者の健康づくりという意味も含めて、今回の温泉を利用したロコモ予防対策を1回考えていただきたいなと、このように思いますが、これにつきまして部長のほうからちょっとお聞きしたいと思います。

○民生部長 佐藤一夫君

温泉を利用した事業をということでございますが、これにつきましては、この福祉センター今後どうするかということは今後検討していく中で、今までと同じ老人福祉センターだけの施設とするのか、そうではなくて、ほかの機能も備えたものにするのかということにつきましては、今後、そのあたりも含めて検討していきたいということと。

それから、蟹江町ばかりではなくて、ほかの例えば医療機関ですとか、どこかとコラボということも可能であれば考えていく必要もあるのかなということも思っております。すぐに温泉を利用したというのを介護予防に取り入れるということにはならないかもわかりませんが、将来は、せっかくある温泉でございますので、そういった資源を有効に利用しながら、何か使っていく方法はないのか、今考えていく必要あるかなというふうに思っております。

○1番 松本正美君

ぜひ、こういった取り組みも考えていただきたいなと思います。

次にまいります。次に、介護サービス事業についてであります。

本年の26年度予算では、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画した第7次高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険計画の策定に取り組まれますが、特にこの中で注視しなければならないのが要支援1と2の方であります。これは、国が要支援者向けの介護予防サービスの一部を市町村に段階的に移し、見直すものであります。

今回の見直しは、自立した生活ができるだけ長く送れるようにするのが狙いであります。見直しでは、デイサービス施設でリハビリなどをする通所介護と、ホームヘルパーが高齢者宅を訪れて入浴や排せつ、調理や掃除などを手伝う訪問介護を2015年4月から3年かけて、国の事業から切り離して市町村に移すものであります。

国の要支援1・2の介護サービス事業の見直しで、市町村によっては財政、人材の格差など、介護予防サービスの移行を円滑に進めるために、第6期介護保険計画はどのような計画を考えて進めようかとされているのか、お伺いしたいと思います。

○高齢介護課長 橋本浩之君

平成26年度は第6期介護保険事業計画の策定年度となっております。高齢者の現状や介護保険サービス、保健福祉サービスなどに関する意向を把握するためにアンケートを実施し、ニーズ量に基づくサービス推計作業のため準備をしている段階でございます。

本町が目指す豊かな活力ある高齢社会の目標像として、第6次高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画に掲げた基本理念の考え方を継承し、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供する地域包括ケアの実現を目指して進めていきたいと考えております。

また、75歳以上の高齢者数がふえる2025年に向けた中長期的な見通しも必要になると言われております。入院、入所だけに頼らないケア体制のあり方を地域ぐるみで追求していくことも含め、「かにえ活き生きプラン21」などの関連計画と整合性を図りながら、保健、医療、介護、福祉などの横断的な視点を持って計画を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

地域での助け合いということで進めていこうとされておるわけなんですけれども、特に町民の皆様から聞かれるのは、要支援1の方が今まで介護サービスを受けていたのが、従来のサービスが変わってくるのかという点をよくお聞きするわけなんですけれども、この点につきまして教えていただきたいなと思います。これは部長のほうから答えていただいたほうがいいかなと思います。

それと、介護サービスの支援といたしまして、特にこれからは介護ボランティアですね。こういった取り組みが必要になってくるのではないかなと、このように思います。以前も介護ボランティアポイント制度については、部長のほうにもお聞きしたことがありましたので、

その後どのようなになったのか、この点についてもお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○民生部長 佐藤一夫君

まず、第6期の介護保険事業計画についてでございますが、これはご存じのとおり、介護保険事業計画は3年ごとに見直しをされております。それで、現在、26年度中に27年度から29年度まで、3年間の計画を策定するということになっております。

この策定に合わせてといいますのか、国のほうが3年ごと見直しをするという理由については、策定をした計画に基づいて県や市町村が実際にこの制度運営をしております。それを検証しながら、不足している部分だとか改める部分を含めて、次の計画につなげていくというようなことでやっております。

そういった点から、今回、先ほどちょっとおっしゃいましたような、いろんな点につきまして第5期と違った点が出てくるというふうには聞いております。ただ、私どもとしましては、具体的にどうしてその事業を進めていくのか、計画の中にその変更点を盛り込んでいくのかというところにつきましては、まだ詳細についてわかっていない部分も多々ございます。そういったところも含めまして、県のほうの説明が近いうちにあるかというふうに思いますので、そのあたりもじっくりと検討しながら進めていきたいというふうに思っております。

それからもう1点、介護ボランティアのポイント制度の導入についてということでございます。

議員からは、高齢者福祉、それから介護保険に関するご質問、数回いただいております。そういった中で、このボランティアポイント制度につきましても、平成19年9月議会、それから平成24年12月議会に関連のご質問をいただきました。そのときには、ほかの市町村で平成19年からこのポイント制度を始めているところがあるということをお聞きし、私どももその中身がどんなことになっておるのかということをお勉強させていただきたいということをお答えしております。

それからしばらくたつわけでございますが、ボランティアポイント制度、これを運営していくとした場合に、私ども行政はもちろんそうなんですが、実際にこの制度を運営していく管理する部分と、それから介護のボランティアに当たる人たち、それからこれを受け入れをする機関等々、いろんな問題がございまして、まだ現在のところでは直ちに進めようという段階には至っておりません。

今後も、引き続いて、いろんな事例を検討しながら、どんなことをしておるのか、どうしていったらいいのかというあたりについては、今後含めて考えていきたいというふうに思っておりますし、全国で200の市町村がこの制度を導入しているというふうに聞いております。ただ、愛知県ではまだ少ないようではありますが、そうしたところ、どんな内容になっておるのか、また今後も勉強していきたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

す。

○1番 松本正美君

ボランティアポイント制度につきましては、この海部郡下では津島市が行っておりますので、ぜひまた参考にしていただいて取り組んでいただきたいなど。これから今後、やっぱり地域の包括ケアシステムを進めるに当たって、地域での助け合いということが強調されておりますので、そうしたものも踏まえて、ボランティアの人材育成に取り組んでいただければいいかなと、このように思います。

それと要支援1・2の方については、先ほど部長のほうからも話がありました。具体的にどうするかはまだわかっていないというような今の県下のお話でありましたが、今後、そうしたことも含めてですね。今までサービスを受けた方がサービスを受けられないということのないように、しっかり支援ができるような取り組みをお願いしたいなど、このように思いますので、よろしく願いいたします。

次に、高齢者の在宅療養の取り組みについてお伺いいたします。

平成25年度の高齢社会の白書によれば、介護を受けたい場所として自宅を挙げる高齢者は男女で42.2%、女性で30.2%のほか、選択肢を大きく引き伸ばして1位になっているとあります。最期を迎えたい場所としては、自宅を挙げる高齢者も54.6%と過半数を超えて、圧倒的1位となっているとあります。

蟹江町の高齢者第6次福祉計画・第5次介護保険事業計画に関する調査でも、将来希望する介護は、「家族を中心に介護され自宅で生活したい」「家族の介護と介護保険などのサービスを利用しながら自宅で生活したい」を合わせた「自宅で生活したい」割合が56.4%、半数を占めています。これは、国のデータとほぼ同じ数値があらわれているとあります。

このように、できれば愛着ある自宅で過ごしたいというのは、高齢者の大きな願望だと言えます。また、在宅療養によってクオリティ・オブ・ライフ、人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出せるか、このことにより健康を取り戻す場合もあります。入院せずに自宅で医療を受けられる可能性を向上させることは、介護予防の観点からも重要な施策と考えているとあります。

在宅療養の推進は、高齢者の最後の希望をかなえるだけでなく、社会保障費や医療施設需要の増大に対応し、超高齢化時代を乗り切るために、福祉のためにも必要な施策と考えているとあります。

本町の地域包括ケアの構築を進める上で、医療と介護の連携は重要であります。在宅療養にとって必要な医療、介護、看護など、訪問診療可能な医療環境の整備について、今後どのような対策を考えているのか、お伺いしたいと思います。

○高齢介護課長 橋本浩之君

要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けること

ができるよう、住まい、医療、介護予防、生活支援が一体的に提供される仕組みと、他職種共同により在宅医療・介護を一体的に提供できるよう体制を構築するため、市町村と地域の医師会と緊密に連携しながら体制を構築することを考えております。

これらのことを実施していくためには、地域包括支援センターが中心となって重要な役割を担わなければならないので、この組織の充実が必要であり、医療・福祉の連携が重要な要素になってくるが、医療との連携が必要であり、地域の医師会との連携を今後構築することが大切であると思っております。

これらのことを踏まえて、第7次高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画策定に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○1番 松本正美君

今、課長のほうからお話があったわけなんですけれども、特に蟹江町でも高齢者の方が本当にこの住みなれた地域で生活を継続できるように、医療と介護の連携は必要だと、今、課長のほうからもお話がありましたけれども、特に24時間対応の定期巡回随時対応型訪問介護と身近な地域で居宅サービスを提供する地域密着サービスの基盤整備が今求められておるところであります。

本町でも第6期介護保険事業計画に取り組まれています。現状においては定期巡回随時対応型訪問介護事業は、いつごろから始めようとしているのか。また、現時点でなかなか進まない要因はどこにあるのか。現状での課題とその課題に対応する取り組みの考え方について、これは部長のほうにお聞きしたいと思います。

○民生部長 佐藤一夫君

今おっしゃいました定期巡回随時対応型の24時間のということでございます。これは、第5期の介護保険事業計画の始まる時にそういった事業ができて、取り入れられているところでございます。

ただ、もう一つには、訪問介護の部分と、それから訪問看護の部分と、医療と介護の両面がございます。それで、特に訪問介護の部分につきましては、まだ、24時間とはいうものの、対応できる事業所は少ないですが、あるかなというふうな感想を持っております。

ただし、医療も含めて24時間対応ですとか、定期巡回ですとかといったことになると、これはどういうふうにするかということはもちろんでございますが、対応する事業者側、こちらの事情も当然ございまして、例えば従事する職員の問題、いろいろございます。そういったところから、現状としましては、この蟹江町も第5期の介護保険事業計画の中にはこういったものを見込数というのは入れてございませでした。今のところ、そういった需要もなかったというふうなことを思っております。

ただ、今後は、3年前と違いまして、当然出てくるとは思いますが、ただ、一番の問題は、先ほど申し上げましたそういった事業を行う事業所があるのかどうかというところが一

番問題になってまいりますので、その辺につきましては第6期の介護保険事業計画の中でも、これからアンケート調査の結果などを踏まえて、見込数として入れるかどうか、それはそこで考えていきたいというふうに思っておりますし、私もちょっと気になった点がございまして、これはネットで簡単に検索できるわけではありますが、そういう事業をやっておるところがあるのかどうなのか、この近辺で登録されているところはございませんでした。名古屋市でも中村区とか中区とか大きなところだと、若干そういった事業所もあるようですが、近いところではないというような現状でありますので、今後、そのあたりにつきましてはまた先ほど申し上げました第6期の介護保険事業計画の中で、また、国のほうはどういうふうでそれを進めようとしておるのかというあたりも踏まえて考えていきたいというふうに思っております。

○1番 松本正美君

これは大変難しい問題もあるわけなんですけれども、これから在宅介護というのが進められてくるわけなんですけれども、病院から、3カ月入院していた方が、もうかわってくださいと、そういった施設に入るか、自宅に帰るかという選択を迫られる場合もあるわけなんですけれども、そういったときに自宅に帰ったときに、24時間対応するそういったサービスが受けられるかどうかというのも今後の課題になってきているわけなんですけれども、こういったことも含めて、町のほうも今後こうしたことも含めてしっかり検討をしていただきたいなど、このように思いますので、よろしく願いいたします。

次に、認知症の在宅介護のサポート支援について伺っておきます。

家庭で介護を担う人の多くは、常日ごろから精神的・身体的に大きな負担を強いられています。その上、周囲からはそのつらさをなかなか理解してもらえず、地域で孤立している人も少なくありません。この結果、殺人や虐待、家族の自殺といった痛ましい事件まで発展してしまうケースが後を絶たないのであります。

この背景には、少子高齢化に伴い家族の形態とその関係性は多様化していて、家族介護の担い手にも大きな変化が出てきているところであります。これまでは、家族介護は女性、とりわけ嫁の仕事とみなされていましたが、嫁にかわって登場してきたのが夫や息子といった男性介護者の増加であります。

多様な介護サービスが普及しつつある現在、家族の負担は軽減されたかに見えますが、実際には毎年50件以上の介護殺人や心中が起こっており、加害者の4分の3は男性であります。また、高齢者の虐待の加害者の6割を男性が占めていて、多くの男性が介護責任を引き受けるためであって、生活スキルの欠如や仕事と介護の両立で多くの困難に直面していて、課題解決に向けての男性介護の支援や家族介護に対するケアが求められているところであります。まず最優先すべきは、介護に携わる側の人、つまり家族に対するケアが最も重要であります。

本町でも認知症に関しては、家族介護のケアが大変重要だと考えているところであります。そこで、本町における現状、課題、その取り組みをお伺いしたいと思います。

また、国においても、本年度より認知症対策の推進の一つといたしまして、認知症対策普及・相談・支援事業という名称のいわゆるパイロット事業が開始されております。この事業内容は、認知症の人やその家族からの各種相談に電話で応じて、関係機関が行う支援へ適切につなぎ、認知症の知識や技術面だけではなく、精神面も含める家族を知ることが目的にした、いわゆる介護の専門家等が対応する認知症のコールセンターの設置ということでもあります。

本町としても、この認知症コールセンターの設置による認知症対策の普及・相談・支援事業の導入を検討すべきと考えますが、見解と対応をお伺いしたいと思います。

○高齢介護課長 橋本浩之君

2点質問をいただきました。

認知症の現状、課題でございます。

認知症につきましては、早期発見、早期相談、早期支援が重要であることは当然でございます。身近な人が変化に気づき、相談につなげることが必要であると考えております。いつでも気軽に相談できる窓口の設置、それから運用、多様な支援の仕組みづくりが課題であると考えております。

家族介護のケアにつきましては、介護が必要な方のご家族を対象に、当町では介護者の集いを地域包括支援センターの主催で毎月第1または第2土曜日、原則としておりますが、蟹江町中央公民館で実施をしております。

また、先ほど申し上げましたけれども、地域支え合い体制づくり事業を町内のNPO法人へ委託してございまして、地域介護支援サポーターの養成や、リフレッシュの場所として介護にかかわる人にNPOの事務所を開放したりしております。

また、そのほかに、地域包括支援センターでは、認知症サポーター養成講座を関心のある団体の方の要望に応じて開催をしておりますので、介護保険、認知症、後期高齢にかかわる問題等について、出張講座を9月にふれあいプラザにおいて実施する予定となっております。

また、介護、認知症などの高齢者に関する総合的な相談「高齢者総合相談」を随時受け付けし、家族介護のケアに取り組んでおります。ちなみに、平成25年4月から平成26年1月までは798件の相談件数がございました。

以上でございます。

○1番 松本正美君

蟹江町もいろいろと取り組んでみえるわけではありますが、特に認知症の家族のケアというのは一番大事であります。特に、徘徊の症状の出る認知症の人を家族だけで支えるのは大変であります。

これも先日、新聞の報道にもありましたけれども、先日、都内に在住していた女性が徘徊症で行方不明になり、群馬県の施設で保護されていることが判明、7年ぶりに夫と再開との報道がありました。認知症で行方不明となったという届け出は、2013年の1年間で1万322人、そして388人の人の死亡が確認されております。

本町におきましても、今後、認知症による徘徊や行方不明の対策として、行方不明者の検索システムも重要であります。その前に、認知症の早期発見・早期治療、また、地域の見守りも、これも重要であります。

そこで、認知症対策といたしまして、特に認知症はがんなどと同じく、早期発見・早期治療が最も大事であるということをお聞きしております。本町にも多くのかかりつけの医院があるわけなんですけれども、このかかりつけ医院による認知症の早期発見・早期治療の取り組みにつきまして、これは部長にお聞きしたいと思います。

○民生部長 佐藤一夫君

かかりつけ医院で認知症の発見というところにつきましては、そちらの医療機関のほうに行かれない限りはなかなか難しいというのがございます。私ども数年前から、認知症という、先ほども言われましたが、本人のみならず、家族に大変な負担がかかっておるという点から、少しでも早く発見をし、治療していただくという点では、まず何が大事かというところについて考えましたところ、これも先ほど課長が答弁させていただいておりますが、認知症とはどういうものなのかというところをまず一般の住民の方に広く知っていただくことが一番大事なのかな。そして、少しでも感じられるところがあったら、医療機関に行かれるよう勧めるというところが大事なかなということで、認知症がどういうものかというので普及啓発という点と。

それから、相談につきましても、地域包括支援センターを中心にしまして、家族等からの相談を受けて、じゃあその次にどうするかというところについて関係するところと連携の上で対処していきたいというふうに進めているところであります。

一番冒頭に申し上げました医療機関との連携というのは大変重要ではあると思っておりますが、すぐにその方たちを医療機関に結びつけるというのは少し難しい点がありますので、まずは認知症がどういうものか普及啓発、相談事がある場合には、すぐに役場なり地域包括支援センターのほうにお尋ねいただく、一報いただくということからというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○1番 松本正美君

今、部長のほうからお話がありましたけれども、そうした認知症に対する支援ということで、そういったサポーターの活動も、これも大事だと思います。それも含めて、こうしたかかりつけ医による認知症の早期発見・早期治療というのが重要になってくるんじゃないかなと、このように思います。

国は、初期症状の段階で複数の専門家が家庭訪問して、集中的な支援を行う認知症初期集中支援チームの設置運営を平成27年以降に制度化を検討しているということをお聞きしておるわけなんです。

だから、そういう意味も含めて、認知症の生活支援サポートを蟹江町としてもしっかりと検討していただきたいなど、このように思いますので、これは要望しておきたいなど、このように思います。

それと、今、認知症のことで簡易チェックということで、認知症に関する相談支援の強化といたしまして、東京の国分寺市がホームページの最新情報でも、パソコン、携帯、スマホからアクセスして簡単にチェックできる認知症簡易チェックを導入しております。市民の方からも大変喜ばれておるといことで、これは蟹江町におきましても今「こころの体温計」といことで、自殺防止の対策として保健センターが「こころの体温計」についてもホームページで発信をしております。認知症につきましても、こういったことができるといいかなど、導入はどのように考えてみえるか、お聞きしたいと思います。

○高齢介護課長 橋本浩之君

今、議員からお聞きしました、利用している市町村があるとお聞きしましたので、システムの導入に当たっての初期費用や委託事務費もかかることから、今後、さらに導入について調査したいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

どうか、認知症の早期発見といことで、しっかりこういうのも取り組んでいただくといいかなど、このように思いますので、よろしく願いいたします。

次に、元気な高齢者の社会参加について質問させていただきます。

高齢化社会への対応として、元気な高齢者の社会参加・活躍の場づくりであります。

本町の高齢化率は、推計で平成31年には25%になると見込まれております。元気な高齢者をふやすためにも取り組みがますます重要度を増しておるところであります。

特に、元気な高齢者の就業促進といたしまして、高齢者が培ってきた経験や能力は貴重な社会の資源でもあります。みずからの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就労機会の提供は、高齢者のニーズでもあります。町では、元気な高齢者の活躍の場としてシルバー人材センターなどの取り組みが挙げられているところであります。

そこで、町当局にお伺いいたしますが、近年の社会情勢などの影響から、依頼件数の増減が厳しく、就業人員が減少傾向にあると聞きます。現在のシルバー人材センターの就労実態状況と就労機会の拡大をどのように図られているのか、お伺いいたします。

また、今後、高齢化が進めば、社会参加型の取り組みから次の展開といたしまして、さまざまな生活支援の担い手となる高齢者をコーディネートする仕組みが必要と考えられます。

今後、どのように取り組みを考えて進めようとしているのか、お伺いいたします。

○高齢介護課長 橋本浩之君

シルバー人材センターの就労実態状況と就労機会の拡大についてというご質問と第7次の関係でございます。

最初に、シルバー人材センターの就労実態状況と就労機会でございます。

平成26年3月の会員数は、男94人、女85人、計179人となっており、会員の入会率は60歳以上の人口の1.6%となっております。25年度の受注件数は2,154件、就業人員は延べ人員2万4,132人、就業実人員は178人となっております。

ご指摘のように、毎年就業人員が減少傾向にあります。独自の事業として、多品種の花壇苗などの花卉栽培を手がけて、店頭販売、市場出荷、公園、商業店舗の花壇管理を受託しておりますが、件数につきましては横ばい傾向でございます。

今後は、一般労働者派遣事業も含め、会員の就労機会や住民等の要望に応えられるための会員の拡大が図られるように、シルバー人材センターの支援をしていきたいと考えております。

また、今後どのような取り組みを考えて進めていこうとしているのかというお話でございますが、介護予防を目的とした65歳以上の高齢者の社会参加が必要でございます。現役時代の能力を生かした活動、一般就労を含めまして、生活支援の担い手として社会参加することで生きがいつくりにもなるため、生活支援サービス事業としてシルバー人材センターの役割は必要であると考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

特に、景気回復が着実に進んでいるわけなんですけれども、特に労働不足だとか、また、建設業の入札の不調、また、外食産業の休業が相次いで起きている状況も見受けられるわけなんですけれども、特に本町の婦人の方から、高齢者になっても80歳ぐらいでも元気な人なら働ける環境をつくってほしいとの要望をいただきました。

今後、人手不足が心配されている、特に介護やそして看護、地域における女性雇用の受け皿として、女性が活躍できる社会を考えるべきではないかなと、このように思います。

特に、高齢者に関しては、若者のモチベーションをあげるのとは違って、健康管理の課題もあります。複数の人で短時間ずつ仕事を分かち合うワークシェアリングを導入して、体に負担のない業務形態を検討したらどうかと、このような要望をお聞きしましたが、この件に関しては部長にお聞きしたいと思います。

○民生部長 佐藤一夫君

シルバー人材センターの引き続きのご質問かと思いますが、シルバー人材センターは本来

のといえますか、もともとの目的が就労機会の確保ということで、働いた方には賃金を受け取っていただくということと、それから生きがいを見つけていただくと、この両面がございまして、シルバー人材センターを通じて就業された方、この方たちの生活の面から見た賃金だけを目標にしたわけではございません。

ということから、そしてもう一つには、会員の方たちができる得手とする職種やなんかもございまして、もともとワークシェアリングという言い方とは違うのかもしれませんが、皆さんで仕事を分け合ってやっていただいておりますというのが現状でございます。

そういう意味からしましても、シルバー人材センターについては今後、さらにもっと就業機会がふえるように、これはセンターのほうでも当然考えていかなければいけないということだと思いますし。

それからもう1点、人材センターと離れた点におきましても、高齢になられた方々が働ける場所というのは、なかなか難しいかも知れませんが、いろいろあるやもしれません。そういったところにつきましては、今後、ボランティアということも出てきましたが、そういったところと関連もしながら、できるところで働いていただくというようなものが見えてくればいいのかということも現在のところでは思っている段階でございます。

以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございました。

○議長 吉田正昭君

もうほとんど時間がありませんので、その辺考慮してください。

○1番 松本正美君

はい。

本町もこれから高齢化の社会に進んでいくわけなんですけれども、本当に住みなれた地域で安心して暮らせる、そうした対策、地域の包括ケアを前へ進めていただくことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 吉田正昭君

以上で、松本正美君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「青少年のインターネット依存対策について」を許可いたします。

松本正美君。

○1番 松本正美君

それでは、1番 公明党の松本正美でございます。

2問目の「青少年のインターネットの依存対策について」お伺いいたします。

最初に、青少年のネット依存対策について質問ですが、昨年8月の厚生労働省研究班のインターネット依存に関する調査報告によりますと、子供たちのネット依存の深刻さが

明らかになったところであります。

調査では、ネット依存の疑いが強い割合は、中学生の6%、高校生の9%で、中高生全体では8%となりました。また、男女別では、女子が10%、男子の6%で、女子の高い理由はチャットやメールを多く使うためとしているところであります。

日常生活や健康への影響は、「睡眠の質が悪い」が59%、依存がない人の2倍近くとなり、「午前中に調子が悪い」は24%と、依存がない人の3倍近くとなっております。

このことから明らかになったのは、パソコンや携帯でインターネットに熱中する余り、健康生活に支障を来すネット依存の中学生、高校生が推計で約52万人に上ることが厚労省の調査結果でもわかってきております。

以前からネット依存については問題視されており、ネット依存専門外来も全国に数カ所開設されております。全国規模の実態調査が行われていなかったために、全体像がつかめず、具体的な対策がとられていませんでした。今回の調査結果からも、今後の予防と対策を詰めていかななくてはならないと考えます。

1日の利用時間が12時間を超えるようなネット依存の重症者は、昼夜逆転の生活などによる不登校や欠勤、成績低下、ひきこもりなどばかりではなく、睡眠障害や鬱症状になるなど、精神面でのトラブルも起きているところであります。

また、健康面でも、栄養失調や視力の低下、長時間動かないことで10代でも筋力低下や骨粗しょう症といった身体症状の悪化を招くおそれもあり、体を蝕まれることにより、韓国では死亡事故も起きており、社会問題化しているところであります。特に、子供たちがネットゲームやメールなどの長時間続けることにより基本的な生活習慣の乱れや、コミュニケーションの不足によるトラブルや、肩や手の指がしびれるなど頸椎症の症状が出るなど、児童・生徒への悪影響も及ぼしているところであります。

このネット依存は、たった1カ月で重症化することもあるそうであります。一刻も早い対策が必要で、とりわけ早期発見が何よりも重要であります。遅刻、欠席を繰り返したり、無気力だったり、日常生活の中で発する依存のサインを見逃さないことが大事である点も保護者や教師へもしっかりと啓発し、子供たちにその怖さをしっかりと認識させることも重要であると思います。

そこで、1点目にお伺いしますが、昨年8月に発表されました厚生労働省研究班による中高生のネット依存に関する調査報告についてのご所見を、最初に石垣教育長よりお伺いいたします。

○教育長 石垣武雄君

失礼します。

それでは、昨年の8月に発表されましたネット依存に関する調査報告についてお答えをしたいと思います。

昨年の調査では、携帯電話やパソコンに没頭するインターネット依存の中高生が、先ほど議員が言っておられたように、全国で約52万人に上るとのこと。依存が強いほど睡眠時間が短くなったり、午前中は調子が悪いとか、あるいは食事をとらなくなったりするというような、健康に悪影響を与えていることが報告されておりました。

調査が示すように、現在、ネットを使うということは若者の文化ということになりつつあるというふうに捉えておりますが、反面、健康的な使い方ができるように、学校や家庭が連携をしまして児童・生徒に例えば使った時間を記録するとか、あるいは読書やスポーツ、ほかのもの、あるいはそういうことでネットのほかに夢中になれるものを見つけたりするなど、指導や教育をしていく必要があるんじゃないかなというふうに捉えております。

以上です。

○1番 松本正美君

じゃあ、2点目に、昨今の急速な通信技術の進展により、現在、児童・生徒、保護者の使用実態や意識が変化してきているところであります。

本町の小・中学校におけるネット依存対策として、一刻も早く保護者や教師を対象とした研修会の開催で、ネット依存の危険性を見逃さない啓発や、児童・生徒向けのネット安全教室の開催など、ネット依存者を出さないための取り組みについて、この点についても石垣教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

蟹江町の小・中学校におけるネット依存者を出さないための取り組みについてお答えをしたいというふうに思います。

蟹江町の小・中学校では、ネット依存の危険性を学級懇談など、折に触れて保護者に啓発をしたり、文科省の資料「情報モラル指導実践」、そういうような資料を活用しながら学級指導等をして、児童・生徒に情報モラル教育を行ったりしております。

特に、一部の小・中学校では、さらに突っ込んで、教師、保護者、児童・生徒を対象とした総務省が今主催しておりますe-ネットキャラバンというのがあるんですけども、その出前事業をお願いしておりますし、また、今年度も既にそういう出前事業をお願いしている学校もあります。

教育委員会としましては、そのe-ネットキャラバンなどのさらなる利用促進をついこの間、5月の校長教頭会で呼びかけたところであります。

以上です。

○1番 松本正美君

ネット依存ということで、本町の中学校においても、ある婦人の方から、ネット依存ということで授業中に眠くなる子供がいるということをお聞きしたんですね。今、愛知県の刈谷市では、午後9時以降の使用禁止を家庭にも要請して、スマートフォンの使用制限

を考えているところもあるわけなんですね。本町では、こういったことは考えはないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

この前、新聞で刈谷市の三河のほうの様子が出ておりまして、これは保護者とPTAと学校が子供たちに対してそういうような携帯とか、物を扱う扱い方というんですか、それを一応自分たちで話し合っ、て、こういうふうにしましょうということで出したわけでありまして。

そういった点から、例えば使う時間を決めたり、このような時間がいいですよ、例えば9時以降は控えましょうとか、フィルタリングをしましょうとか、そういうような流れを話して働きかけたと思います。

この地域においても、そういうような保護者の方、PTAの方の連絡協議会とか学校とか話し合っ、て、自分たちのそういう子供たちに対して、そういうような皆さん方で啓発を図っ、ていくということは、これからあるんじゃないかなということを思っております。

ただ、教育委員会として上からこうだよということは、なかなかこれは難しいんじゃないかな。でも、あるべき姿は、学校の授業の中で、あるいは指導の中で、携帯あるいはそういうようなもの、インターネットを使うときに3時間も4時間もやっ、ていてはどうなんだろうと。例えば、1日の中でもそういう使うのはどうしたらいいかということ自分で考えていく、そんなことは今やっ、ております。それは、将来自分が自立すると言っ、たらおかしいですが、自分自身が自己管理能力をつくらないかんということが基本であります。

ですので、ただ、先ほど言われまっ、したような刈谷さんの取り組みについても、今後、それはいいことじゃないかなとは思っ、ておりますけど。

以上です。

○1番 松本正美君

文科省が2019年までに児童・生徒の1人1台の情報端末による教育を目指しているとお聞きしているわけなんですけれども、学校でのIC情報技術の推進をしていく上で、このことから学校のネット依存対策は急務であると思っ、ています。子供たちに対して、情報を正しく利用していくメディアリテラシーへの教育充実について、教育長のお考えがありましたらお聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

確かに、文科省は今後、これからそういうような児童・生徒に1台というような時代を考えているようであります。今言われたメディアリテラシーというようなことは、当然これは考えていかないかんということでありまっ、す。

リテラシーというのは、私も十分あれですけれども、いろんな情報を自分で整理して、そしてそれが真偽と言っ、たらおかしいですが、自分に有効かどうか、活用する、そしてそれを応用していくという。だから、情報社会になっ、て、それは特に大事じゃないかな。そんなよ

うなところの能力を培っていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

これも、やっぱり学校のそういうコンピューター教育の中で、そういうことも子供たちに教えていくということが私は大事じゃないかなということを思っておりますし、今は小学校からそういうようなパソコンも使っておりますので、発達段階に応じてそういうような能力を培っていきたいと思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

それじゃあ次に、今度はネット上のいじめ対策についてお伺いいたします。

子供たちが携帯電話のメールやインターネットを利用する機会は近年、急激に増加してあるところであります。子供たちの生活スタイルや人間関係づくりの面でも、多大な影響を与えているところであります。

こうした中、インターネット上の非公式サイト、いわゆる学校裏サイトを利用し、特定の子供に対する誹謗中傷が集中的に行われたり、他人に成り済ましての携帯電話のメールを利用した特定の子供にたいする誹謗中傷を不特定多数の携帯電話に送りつけたりするなどもあります。特に、悪質なものでは、特定の子供に成り済ましてのネットで活動し、その子供の社会的信用をおとしめる行為として、成り済ましメール等が挙げられております。

このように、ネット上のいじめという新しい形のいわゆる問題が深刻化しているところであります。

そこで、1点目といたしまして、本町の小・中学校では、インターネットや携帯電話のメールを利用した特定の子供に対する誹謗中傷の書き込みや嫌がらせなどされるなどのネット上のいじめにつながる問題は起きているのか。

また、本町の小・中学校での携帯電話の取り扱いに関するルールはどのように決められているのか、この点についても石垣教育長にお伺いいたします。

○教育長 石垣武雄君

失礼します。

2点伺ったわけではありますが、まず最初、1点目であります。蟹江町の小・中学校でネット上のいじめにつながる問題が起きているのかどうかというようなことでありますが、今年度につきましては、現在のところ起こっておりません。ただ、昨年度はこれあったんですけども、メールの会話で友達の悪口を書いて、それが本人に伝わってしまったということで嫌な思いをしたということと。もう一つは、他人の携帯電話を使って、いわゆる成り済ましメールですか、それを打ったというようなことで、打たれたほうが嫌な思いをしたという事例がございました。

いずれも保護者や本人からの申し出が、早期に発見されて出されまして、適切な対応と指導が行われ、解決をしております。現在では、その子供たちの経過観察を行っている状況で

あります。また、そういう起きた場合も含めましてそうですけれども、全校集会を開いて、ネットのいじめについて情報モラル教育を行ったり、他の生徒への注意喚起を行っております。

続いて、もう1点目の携帯電話の取り扱いに対する蟹江町のルールということでもありますけれども、これ学校へ持ってくるということでまず話をさせていただきますと、蟹江町の小・中学校では携帯電話の持ち込みは原則禁止ということになっております。事前に保護者より相談があれば、学校と協議の上、学校で預かるということを前提にして持ってくる。朝持ってきて先生に預けて、帰る。大体、学校にどうでしょう、1件ぐらい、ほとんど余らないという状況ではありますが。もちろん、携帯を持っている子供はたくさんいるわけでありまして。

また、先ほども少しお話をしたんですけれども、家庭で携帯を使うということに対しては、先ほども言っていますように、使用目的を考えさせたり、あるいは使う時間を決めさせたり、自己管理能力というんですか、それを養うように学級指導を行って、子供たちの家庭生活というんですか、そのあたりが子供たちである程度判断できるような、そんな指導を展開しております。

以上です。

○1番 松本正美君

教育長から今お話があったわけなんですけれども、学校ではそういったことはなかなか起きてないということなんですけれども、家に帰ると、それぞれ中学生の生徒間においても今、スマートフォンのLINEを使用したですね、本当にいじめではないけれども、仲間同士のトラブルも起きているということも聞きました。本当にいじめにならないためにも、学校だけでなくして、先ほども教育長言われたように、保護者と学校の役割などの連携強化、これは重要になってくるんじゃないかなと思います。特に、学校としても、家庭に対しても情報モラルについて家庭内でしっかり話をさせていただくよう、話し合いをできるようにですね、学校当局としても呼びかけるなど。

また、特に最近、有害情報に関する情報も、意識も向上を図っていかなきゃいけないということを言われております。この愛知県におきましても、愛知県警によれば、県内で昨年、スマートフォン、携帯電話でコミュニティサイトや異性交流目的の出会い系サイトを利用し、性犯罪などの被害に遭った未成年者は90人に上り、75%が中高生であったと発表されております。

そういう意味からも、学校における情報モラルの指導推進について、家庭も含めて、教育長のほうからお伺いしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

蟹江町教育委員会におきましては、毎年、年度初めに各小・中学校に対しまして、携帯電

話やインターネットのまず利用実態に関する調査を行っております。そして、本年度も行ったわけではありますが、そういうようなまず子供たちが、全員は持っておりませんが、そういうような調査。そして、じゃあ持っているんだったらどんなふうに使っているか、そんなようなことも先生と一緒に話をし、そしてそれが毎日なのか、時々なのか。小学校の場合は時々というか、毎日ではないわけではありますが、そういうような使用時間も調査しながら、そういうデータをまた、この前、つい今月でありますけれども、そういう調査がまとまりましたので、校長教頭会議でお示しをして、実態を把握してもらいながら、各学校の情報モラル教育にそういう情報交換を行う。そして、それをもとにまた保護者のほうへ還元しながら進めているというような状況でございます。

以上です。

○1番 松本正美君

情報モラルのそうしたこともしっかり取り組んでいただきたいのと、このように思うわけがあります。

特に、いじめの2点目ですけれども、学校や保護者が子供たちが携帯電話やインターネットをどのように利用しているか、その利用実態についても関心を持ち、日ごろからその把握に努めることが重要であります。

先ほども教育長のほうから、実態調査を行っているということでもありますので、この点については細かくは聞かないですけれども、今、スマートフォンの普及により、LINEなどといった無料のメッセージが通話できる通信アプリの流行により、手軽にやりとりができるようになっております。その陰で、無料アプリを悪用した犯罪に巻き込まれるという、そういった子供が急増しているところであります。

最近では、交流サイトを起因にする事件も多く起きているということもお聞きしております。特に、子供が犯罪に巻き込まれないように対応するには、フィルタリングをかけることが必要だと言われております。

警察庁の調査によれば、フィルタリングなどをかけていない携帯端末を持つ子供は94.5%、子供たちを守るためには親がきちんとフィルタリングをかけるよう対策をとるべきと言われております。

教育委員会として、子供を守るフィルタリング対策はどのように考えてみえるか、お答えをお聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

やはり、まだ成人になっていないというところで、そのあたりがひょっとすると落とし穴になる場合もあります。そんな面から、やっぱりフィルタリングというものがありますので、それはやはり保護者の方にも十分知っていただけてやっていただくと。

先ほど少し刈谷市のことをお話をしたんですけれども、刈谷市も申し合わせ事項の中でフ

フィルタリングという、ちょっと言いますと、刈谷市がPTAとか、そういう学校から保護者に宛てたものでありますけれども、携帯電話やスマートフォン等を契約する際には、親子で約束をしっかり結び、必ずフィルタリングサービスを受けるよう、解除しないようにしてほしいということが1つ入っています。あとは、もちろん9時以降云々ということがありますがけれども。

このようなこともほかの地域でやっておりますので、当然、学校のほうもそういうモラル教育というんですか、そのあたりのところで進めておりますけれども、このあたりについては働きかけることでありまして、絶対にということはなかなか難しいんですわね。ですから、やはり何度もそういうようなことを保護者の方にも理解をしていただいて進めていくと、そんなようなスタンスであります。

○1番 松本正美君

どうかですね、本町でもこういった保護者、また地域、そして学校が一体となったネット依存の対策、また、いじめ対策にも全力で取り組んでいただきまして、人間教育の取り組みにしっかり取り組んでいただきたいなど、このようにお願いしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 吉田正昭君

以上で、松本正美君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

(午後 4時20分)